

平成31年2月21日

二宮町長 村田 邦子 様

二宮町総合計画審議会

会長 真鍋 明裕



第5次二宮町総合計画後期基本計画について

平成30年10月11日付け二第1312号により諮問を受けました第5次二宮町総合計画後期基本計画について、別紙のとおり意見書を提出します。

なお、諮問の際に示された第5次二宮町総合計画後期基本計画骨子（案）に基づき、本審議会で慎重に検討いたしました。

その検討結果を「第5次二宮町総合計画後期基本計画（二宮町総合計画審議会案）」としてとりまとめたので、町においてはこれを十分に尊重し、第5次二宮町総合計画後期基本計画策定及び事業実施に反映されますよう要望し、本審議会の答申とします。

第5次二宮町総合計画後期基本計画について（意見）

第5次二宮町総合計画後期基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像である「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に向けて、基本的な体系や施策を明らかにするものであり、平成31年度から平成34年度までの4年間における施策の展開の方向性を示したものであります。本審議会では、各委員の専門的な知識や知見を生かし、町民や第三者としての視点をもとに、後期基本計画を実効性のあるものとするために、どのような施策を展開していくべきかを慎重に検討しました。

全国的に人口減少や少子高齢化が進展し、住民の生活や行政サービスへの影響が懸念される中、二宮町においても、人口減少に伴う財政制約、町民ニーズの多様化、公共施設等の老朽化への対応が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、二宮町においては、今後予測される社会変化を見据え、将来にわたる持続可能な行政運営を確立することが求められます。また、施策の実現にあたっては、町民などの多様な主体のまちづくりへの参画が必要不可欠なことから、町民の十分な理解を得るとともに、町民や地域力を核とした協働のまちづくりを推進する必要があります。

町民の幅広い理解を得るためにには、意見等を聞く機会を十分に設けるとともに、町民にとって分かりやすく、読みやすい形で情報を共有することが重要です。具体的には、今後進めていく「新庁舎整備」においても、整備に関する情報を適切に開示し、町民や地域に丁寧な説明を行い、理解を得ながら推進することが求められています。

さらに、町民や地域力を核とした取り組みを推進するためには、町民や各種団体等との連携を強め、それぞれの知識や知見等を積極的にまちづくりに活用することが必要です。

本計画は、10年間の基本構想の後期4年の基本計画であるため、基本構想の実現に向けて、施策の柔軟な対応に努めるとともに、人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、地域の力を育みながら、町民との協働のもと、積極的な施策展開及び未来に期待の持てる行政運営とすることを要望します。

検討経過

	開催日時	内容
第1回	平成30年7月26日（木） 午前9時30分～11時30分	・策定方針及び策定スケジュールについて ・後期基本計画策定に伴う事前調査報告について ・後期基本計画における重点の方針の骨子（案）について
第2回	平成30年10月11日（木） 午前9時30分～11時30分	・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案（案）について
第3回	平成30年11月8日（木） 午後2時30分～4時30分	・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案（案）について
第4回	平成31年1月31日（木） 午前9時30分～11時30分	・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案に対する意見募集結果について ・第5次二宮町総合計画後期基本計画素案（案）について ・第5次二宮町総合計画後期基本計画に係る答申書（案）について
第5回	平成31年2月21日（木） 午前9時30分～11時30分	・答申 ・意見交換

二宮町総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、二宮町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 5人以内
- (5) 学識経験を有する者 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 22 日条例第 18 号）

この条例は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日条例第 19 号抄）

（施行期日）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 15 日条例第 3 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日条例第 11 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 9 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

二宮町総合計画審議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	
山内 みどり (副会長)	町教育委員会の委員	1号
野谷 和雄	町農業委員会の委員	2号
丸山 尚子	関係行政機関	3号
脇 一男	町内の公共的団体等の代表者	4号
古澤 有三	町内の公共的団体等の代表者	4号
伊勢田 博司	町内の公共的団体等の代表者	4号
真鍋 明裕 (会長)	学識経験を有する者	5号
手塚 明美	学識経験を有する者	5号
荒木 泰弘	学識経験を有する者	5号
遠藤 安芸子	学識経験を有する者	5号
小野 智美	学識経験を有する者	5号

第5次二宮町総合計画 後期基本計画

(二宮町総合計画審議会案)

平成31年度～平成34年度
(2019年度～2022年度)

目次

I 章 第5次二宮町総合計画

II 章 基本構想

- 1 町の将来像
- 2 3つの理念
- 3 まちづくりの方向性
- 4 町の土地利用構想

III 章 後期基本計画

- 1 後期基本計画の策定にあたっての前提
- 2 後期基本計画で対処すべき主要課題
- 3 後期基本計画の構成と計画期間
- 4 後期基本計画の体系

IV 章 重点的方針

概要

- 1 生活の質の向上と定住人口の確保
- 2 環境と風景が息づくまちづくり
- 3 交通環境と防災対策の向上
- 4 戦略的行政運営

V 章 分野別方針

- 1 福祉・健康・保健
- 2 子育て、教育
- 3 生涯学習・スポーツ、歴史・文化
- 4 土地利用・都市基盤
- 5 環境、防災
- 6 産業・経済
- 7 自治体経営

VI 章 実現化の方策

資料

注記 「元号改正」に伴い、便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年5月以降は、新元号に読み替えます。

I 章 第5次二宮町総合計画

第5次二宮町総合計画

総合計画とは、長期的な展望に立ち、町の目指す将来像を描き、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政運営を図るための指針を定めたものです。

第5次二宮町総合計画は、平成25（2013）年度から10年間を見通し、平成34（2022）年度を目標とする計画となっています。

〈3層の計画〉

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層より構成されています。

基本構想は、町の10年後のビジョン（見通し）を定めた長期の構想で、平成25（2013）年度から平成34（2022）年度の10か年計画となっています。

基本計画は、基本構想に基づいて、前期（3か年）、中期（3か年）、後期（4か年）に分けて策定する中期的な計画です。

実施計画は、基本計画に基づいて具体的な事業を定める計画で、基本計画の計画期間に沿って策定し、毎年ローリングシステムにより見直しを行います。

〈見直しシステム〉

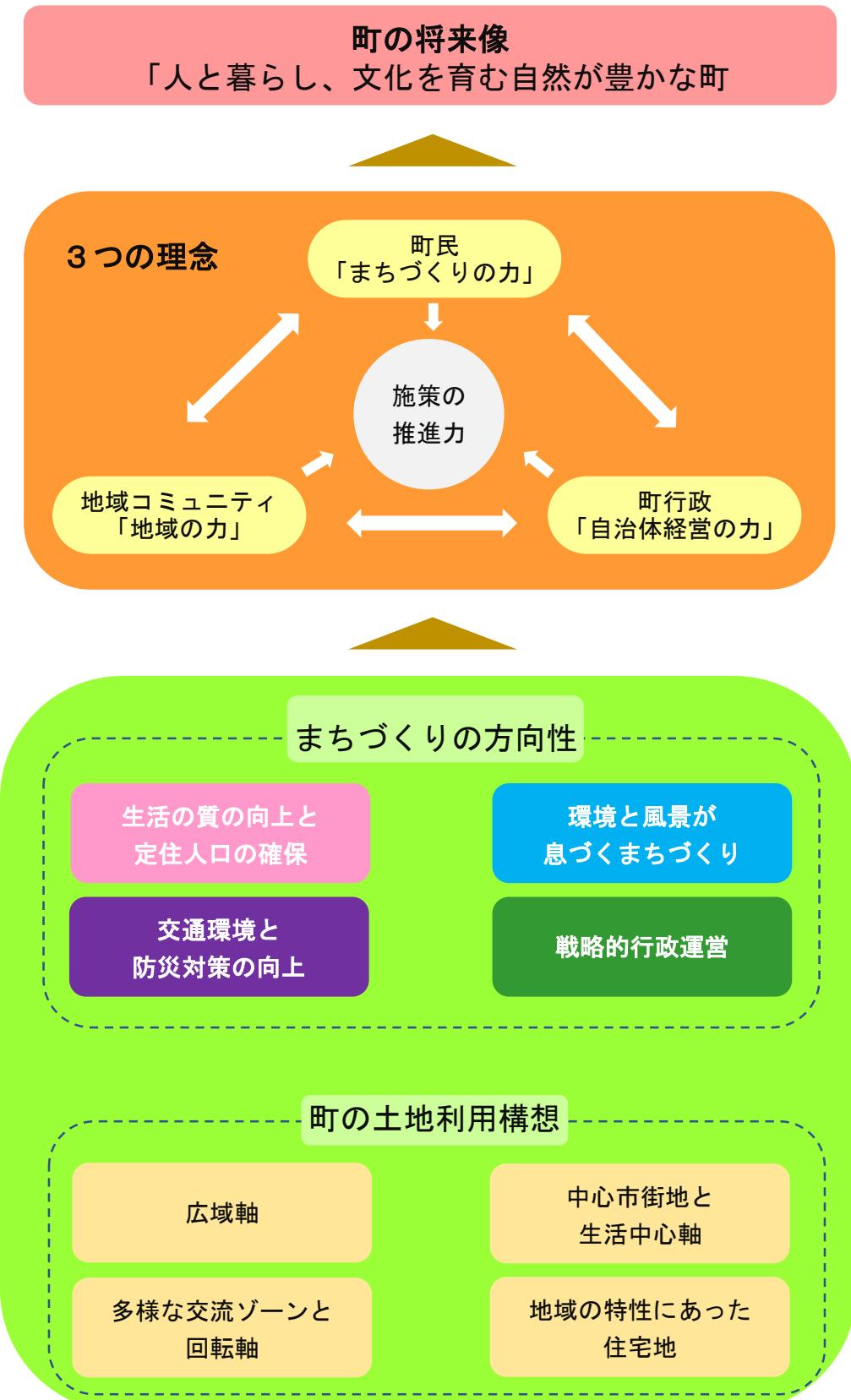
総合計画のうち、基本計画については、計画期間の最終年度に政策評価を行い、時代の変化やまちづくりの実績に基づいて見直しを行います。

実施計画については、毎年度、施策、事業の実施状況について行政評価を行い、見直しを行います。



1 町の将来像

基本構想（まちづくりのビジョン）



人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町

二宮町は、多様な自然や歴史・文化が町民の身近に存在し、温かく穏やかな「長寿の里」として、また、交通環境にも恵まれたコンパクトな町として発展してきました。この特徴を活かし、お年寄りの知恵と若い町民の活力、自助、共助、公助※により、次世代を担う子どもたちをみんなで支え育て、町民一人ひとりが健康に生活を営むことができるよう、町民の暮らしと文化を育む自然が豊かな町を築くことを将来像として掲げます。

2 3つの理念

首都圏の中で存在感のある親しみやすいコンパクトで、生活の質と環境の質が高い「高質な町」を目指し、町民の暮らしの充実と定住人口の確保を図るため、町民一人ひとりによる「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、行政による「自治の力」の向上に取り組むことを理念として定め、三つの「力」の連携と総合力により、私たちの町の未来づくりに取り組みます。

〈まちづくりの力〉

*まちづくりは、一人ひとりの町民によって支えられています。町の将来像の実現に向けて、まちづくりを担う人材を育成し、町民の協力と支え合いにより、町民一人ひとりの「まちづくりの力」の向上に取り組みます。

〈地域の力〉

町民の生活は、町民による自主的で多様な取組による形成される身近な地域のコミュニティによって支えられています。町民同士の協力と支え合いと、町民と行政との協力・連携により、安全・安心で誰もが元気で暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

〈自治体経営の力〉

大きな産業を持たない町は、これまで自然と共生したコンパクトな町として成長してきました。この特徴を活かして、誰もが町に誇りと愛着が持てるように、存在感のある町を目指し、行政によるスリムな自治体経営により、足腰の強いまちづくりに取り組みます。

3 まちづくりの方向性

生活の質の向上と定住人口の確保

環境を活かした「生活の質」の向上と「定住人口」の確保を図ります。

「長寿の里」、「子育て・子育ちの町」として、子どもから高齢者まで、誰もが、豊かな自然環境と生活環境の中で、健康で安心して暮らすことができ、さらに、住環境、子育て・子育ち環境、教育環境を充実することにより、「生活の質」の向上を図ります。

そのため、町民の知恵と努力がまちづくりに活かされるとともに、町民同士の協力と支え合いにより、地域コミュニティが息づくまちづくりを進めます。

また、「生活の質」を向上させることにより、子育て世代を中心に定住人口の確保に努めます。

環境と風景が息づくまちづくり

身近な自然環境、歴史・文化と田舎の風景が息づくまちづくりを進め、町の活性化を図ります。

自然環境、歴史・文化を保全・育成し、都会に近い身近な自然環境と田舎の風景、穏やかな住環境を活かした観光を振興し、農業と漁業の振興を図ります。

また、地域の素材を大切にした商品づくり等による商工業振興や、高齢者世代や子育て世代のニーズに応えた商工業振興を進めます。

さらに、町の特性を活かした農業、漁業、商工業と観光との有機的な連携と、町民との連携・協力により、町の活性化を図ります。

交通環境と防災対策の向上

**誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう
交通環境、防災対策の向上を図ります。**

便利でコンパクトな町という特性を活かして、町民にとって身近で利用しやすい公共施設の充実と、駅前広場や主要な道路の改良、公共交通の確保等により、交通環境の充実を図ります。

また、喫緊の課題である大震災等の災害に備えるとともに、家庭、地域で町民同士の協力と支え合いによる減災文化が根付くまちづくりを進めます。

戦略的行政運営

コンパクトな自治体に相応しいスリムな行財政運営を進めます。

自治体財政が厳しい時代が続くものと予想されることから、計画的な行財政運営を進めます。

時代状況の変化や町民の要請に応えられる行政を目指して、柔軟で機動的な自治体経営、スリムな行政、他の自治体との連携による広域行政、将来像を実現するための戦略的なまちづくり、広報広聴機能の充実を進めます。

また、「自治体経営の力」を向上させるため、まちづくり行政を担う職員の育成を進めます。

4 町の土地利用構想

(1) 土地利用の目標

コンパクトでわかりやすい都市構造とするため、「軸と核」、「多様なゾーン」、「回遊軸」により町を構成します。

それぞれの軸と核、ゾーンの特性を強め、コンパクトな町に相応しい交流とつながりの輪を広げます。

(2) 土地利用の方針

1. 広域軸

二宮町は、JR東海道線、一般国道1号、一般国道271号（小田原厚木道路）、西湘バイパスという広域軸が町の東西を横断するとともに、県道71号（秦野二宮）が町の南北を縦断し、他の市町との交流を支えています。

JR東海道線二宮駅は、広域的交通条件に恵まれた二宮町にあって、町民や来町者の玄関口であることから、駅前広場の充実を図ります。

2. 中心市街地と生活中心軸

①中心市街地

二宮駅周辺には、町民生活に関連した行政施設、生涯学習センター ラディアン、吾妻山、その他の町民サービス機能、商店が集中した中心市街地が形成され、町民生活を支えています。

コンパクトな町を支える中心市街地として、行政拠点、文化拠点、交流と風景の拠点を配置し、町民や来訪者が交流し、サービスを享受することができる機能の充実を図ります。

②生活中心軸

県道71号（秦野二宮）は、中心核と各地域を結ぶ中心的な道路としての役割を担っているとともに、町民生活に欠かせない商業、文化等の機能が、町の各所からアクセスしやすい沿道に立地する「軸」となっています。

この県道71号（秦野二宮）と並行して昔の面影が残る旧秦野街道の沿道市街地、町民にとっての憩いの空間である葛川が存在します。

この生活中心軸を、一層便利で快適な「軸」として充実します。

3. 多様な交流ゾーンと回遊軸

コンパクトな町に相応しく様々な機能を持ったゾーンを配置し、回遊軸でネットワーク化することによって、便利で快適な町民生活と、多様な構成を持つ町の特徴を一層引き立たせるようにします。

町の歴史、文化、産業、自然、風景等の特徴を活かしながら町の活性化を図るため、海とのふれあい交流ゾーン、緑と原風景の交流ゾーン、歴史・文化の交流ゾーン、スポーツ交流ゾーン、新交流ゾーンの5つの多様な交流ゾーンと産業ゾーンを配置します。

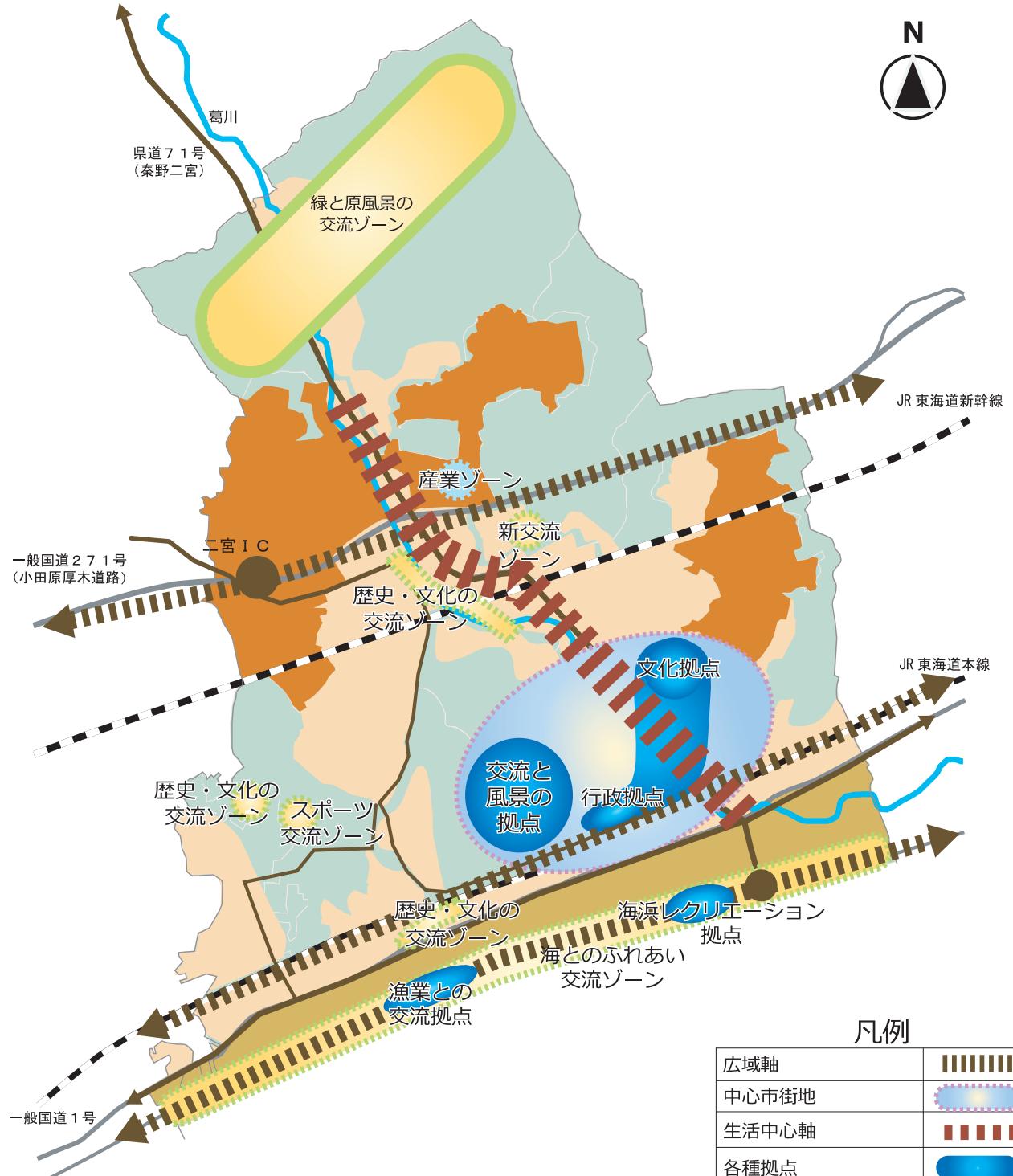
中心市街地、多様な交流ゾーン、住宅地、町の各所に配置されているスポーツや文化施設を、町の歴史や自然、風景等を楽しみながら回遊できる軸として配置します。この「軸」は、町民生活の回遊軸であると同時に、来町者にとっての散策回遊軸としての機能も併せ持つことから、回遊軸機能の充実を図ります。

4. 地域の特性にあった住宅地

町内に、海辺の住宅地ゾーン、丘の住宅地ゾーン、古くからの市街地が発展したふるさと住宅地ゾーンを配置します。それぞれのゾーンの持つ特徴にあった住宅地として整備、開発および保全を進めます。

- | | |
|-------------|--------------|
| ○海辺の住宅地ゾーン | 潮の薰りの住宅地 |
| ○丘の住宅地ゾーン | 緑に包まれた住宅地 |
| ○ふるさと住宅地ゾーン | 懐かしい風景の残る住宅地 |

土地利用構想図



凡例

広域軸	
中心市街地	
生活中心軸	
各種拠点	
多様な交流ゾーン	
海辺の住宅地ゾーン	
丘の住宅地ゾーン	
ふるさと住宅地ゾーン	

Ⅲ章 後期基本計画

1 後期基本計画の策定にあたっての前提

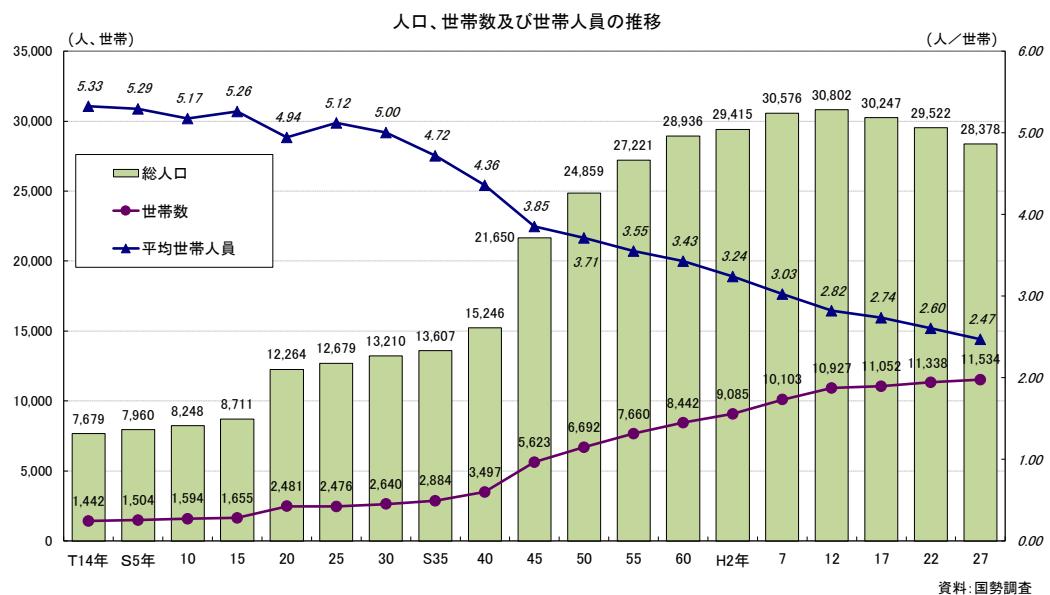
(1) 人口、世帯数及び世帯人員の推移

平成 27（2015）年国勢調査による町の人口は 28,378 人で、高度成長期の昭和 45（1970）年に急増し、それ以降増加を続けてきましたが、平成 12（2000）年の 30,802 人をピークに減少が続いています。

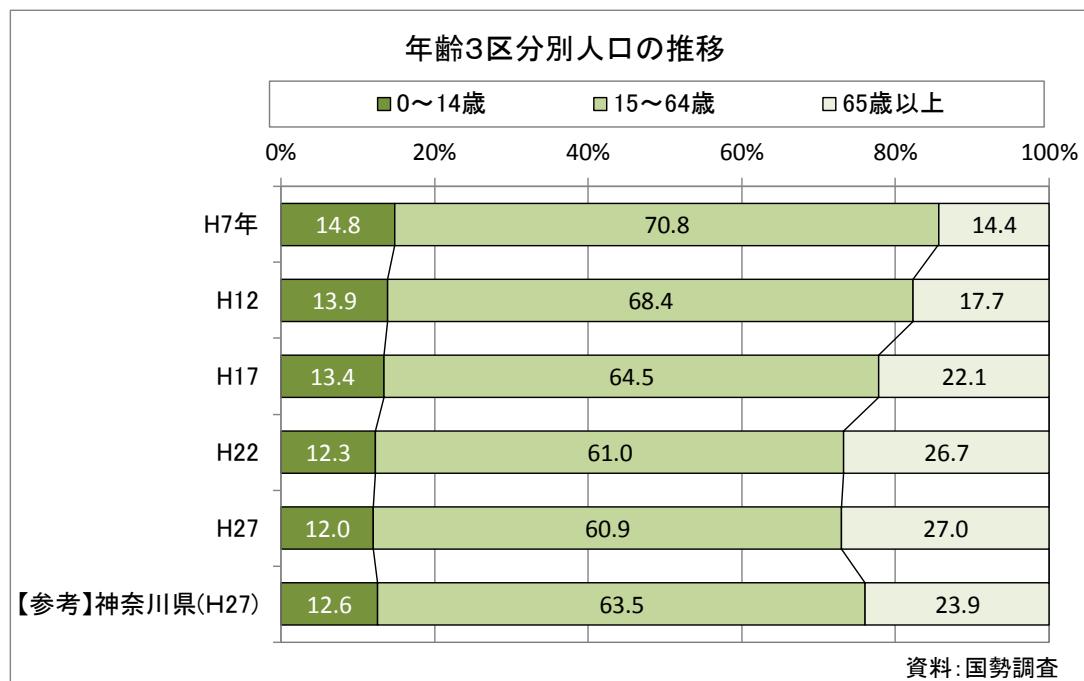
世帯数は 11,534 世帯で、鈍化しているものの増加傾向が続いています。

平均世帯人員は 2.47 人で、昭和 25（1950）年以降、減少傾向が続いています。

人口の増減率を見ると、減少率は年々大きくなる傾向にあり、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけては 3.9% の減少となっています。



少子高齢化が進んでおり、65 歳以上の人口比率は平成 7（1995）年の 14.4% から平成 27（2015）年には 32.7% と増加しており、県平均の 23.9% を大幅に上回っています。



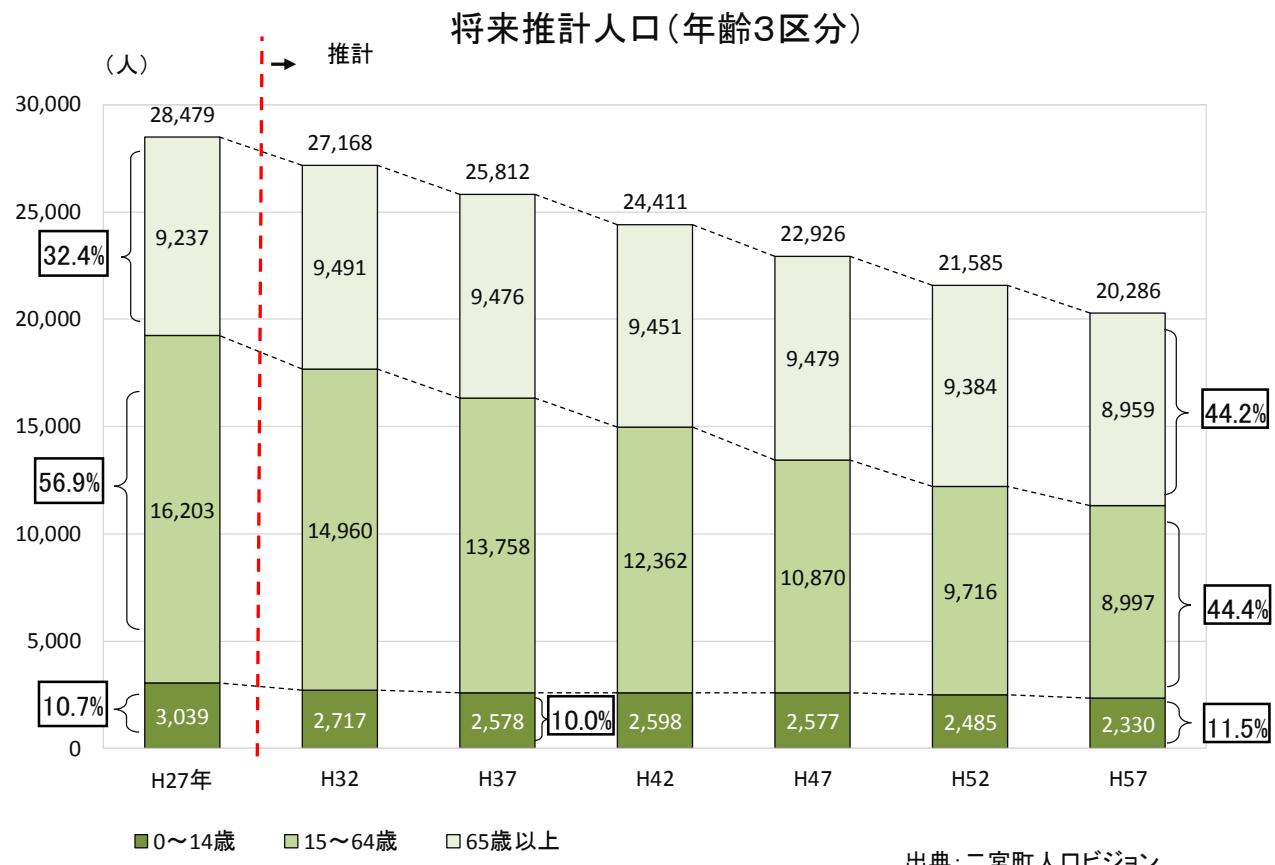
(2) 将来人口推計

二宮町人口ビジョンの将来人口推計（平成 28（2016）年推計）によると、町の総人口は減少を続け、平成 57（2045）年には 20,286 人になると見込まれています。

年齢 3 区別構成では、平成 27（2015）年では、15 歳～64 歳までの生産年齢人口は 56.9% と 6 割弱の割合を占めていましたが、平成 57（2045）年には、44.4% と過半数を下回り、生産活動の中心となる年齢層の割合が減少していくことが見込まれています。

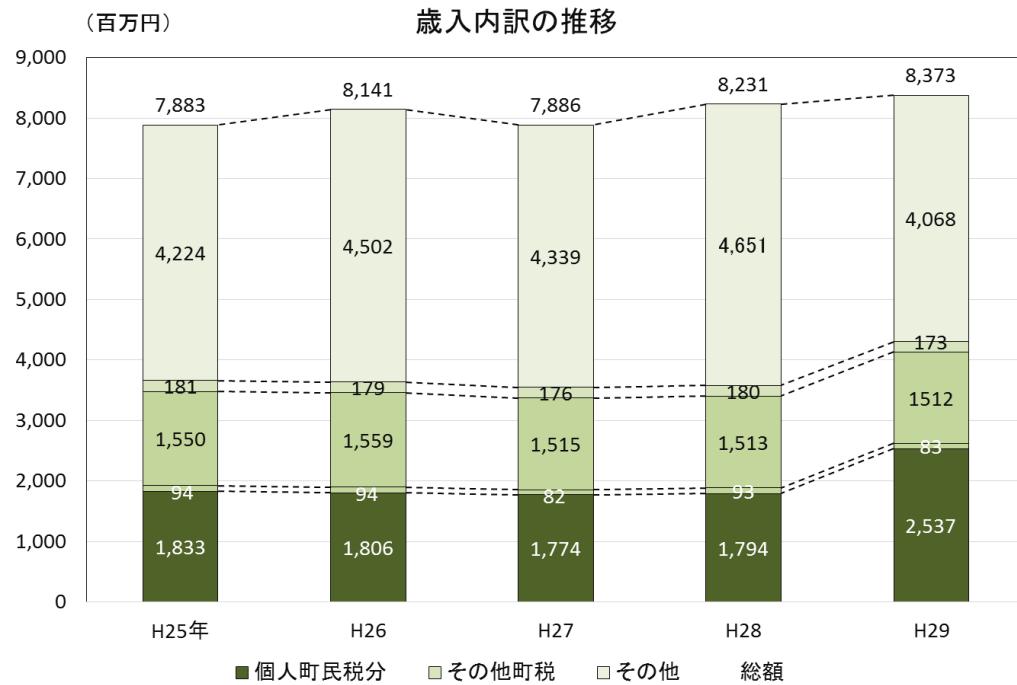
一方で、老人人口の割合は増加を続け、平成 27（2015）年の 32.4% から平成 57（2045）年にかけて 44.2% まで増加することが見込まれています。また、0～14 歳までの年少人口については、平成 27（2015）年の 10.7% から平成 57（2045）年には 11.5% と増加するものの、平成 37（2025）年の 10.0% までは減少を続けることが見込まれています。

こうした人口減少と少子高齢化の進展により世代構成にアンバランスが生じ、様々な課題が発生することが考えられます。

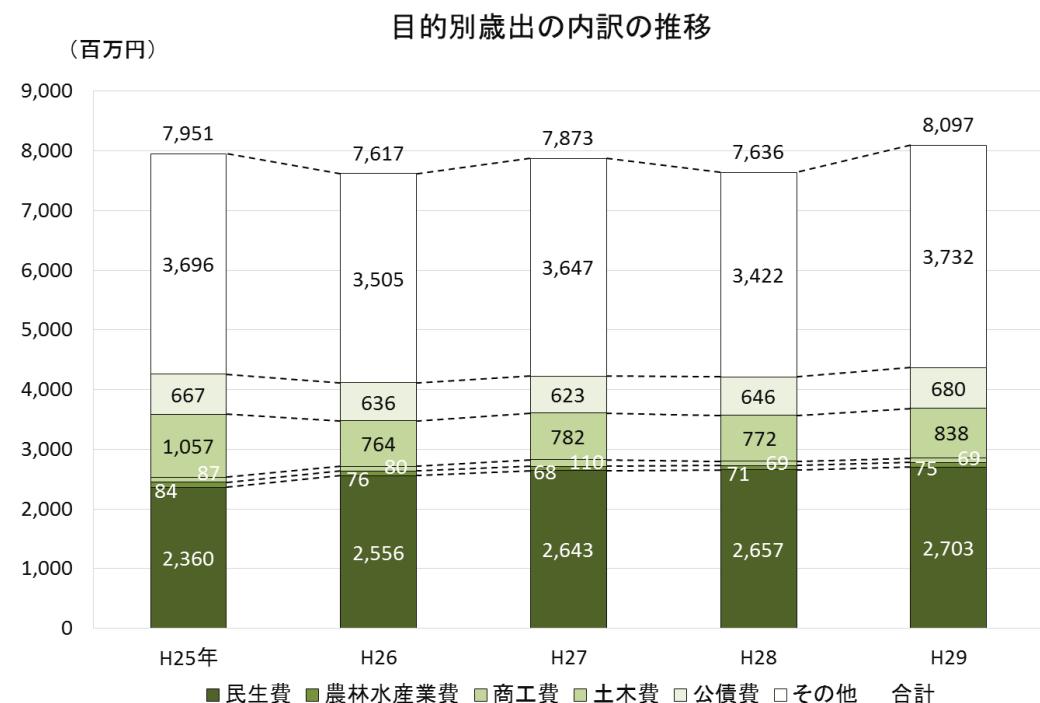


(3) 財政状況

町の歳入は 78 億円から 83 億円で推移しています。歳入総額のうち、43%～46%を町税が占めています。町税収入の内訳は、町民税個人分が 50%前後を占め、次に固定資産税が続きます。



歳出は 76 億円から 80 億円で推移しています。内訳を見ると、民生費は増加が続き、平成 25（2013）年度の 23.6 億円から平成 29（2017）年度では 27.03 億円に増加しています。一方で土木費は減少傾向にあり、平成 25（2013）年度の 10.57 億円から平成 29（2017）年度では 8.28 億円に減少しています。



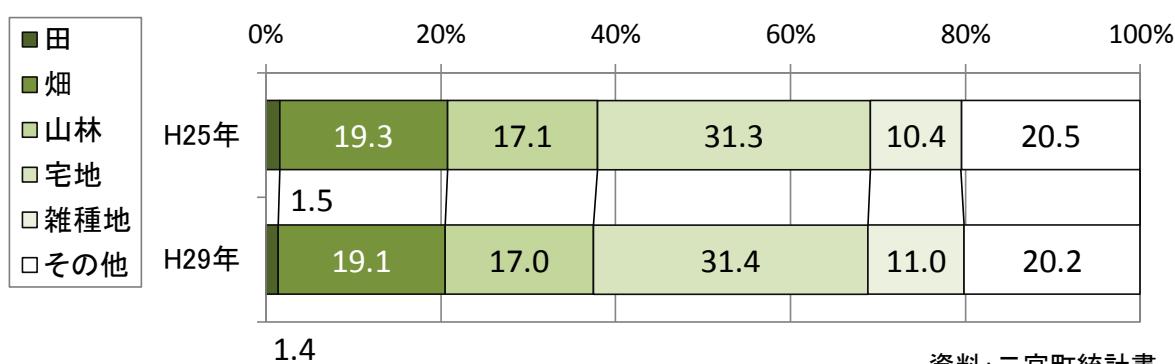
(4) 土地利用

海と山に囲まれた自然豊かな町は、昭和35(1960)年代以降に大規模な宅地造成が始まり、自然と調和して住宅が建ち並ぶことで人口が急増し、都心や横浜等へのアクセス性も高いことから、住宅地として発展してきました。

町は、二宮駅を中心に主要な都市機能が配置されるコンパクトな市街地形態となっており、農地や里山等を保全しながら、これらの田園環境と共生可能な土地利用を進めています。行政区域の約半分を占める市街化調整区域では、大部分が農地・山林となっていて、「自然豊かなまち」のイメージを印象付ける重要な要素となっています。

平成29（2017）年における町の土地利用を区別別に見ると、宅地が31.4%で最も多くなっています、畠が19.1%、山林で17.0%と続いています。平成25（2013）年と比較すると、田が0.1%、畠が0.2%。山林が0.1%減少する一方で、宅地が0.1%、雑種地が0.6%増加しています。

土地利用の面積の推移



資料:二宮町統計書

(単位 : km²)

年度	町域面積	農地		山林	宅地	雑種地	その他
		田	畠				
H25	9.08	0.14	1.75	1.55	2.84	0.94	1.86
H29		0.13	1.73	1.54	2.85	1.00	1.83

(5) 町民アンケート調査結果

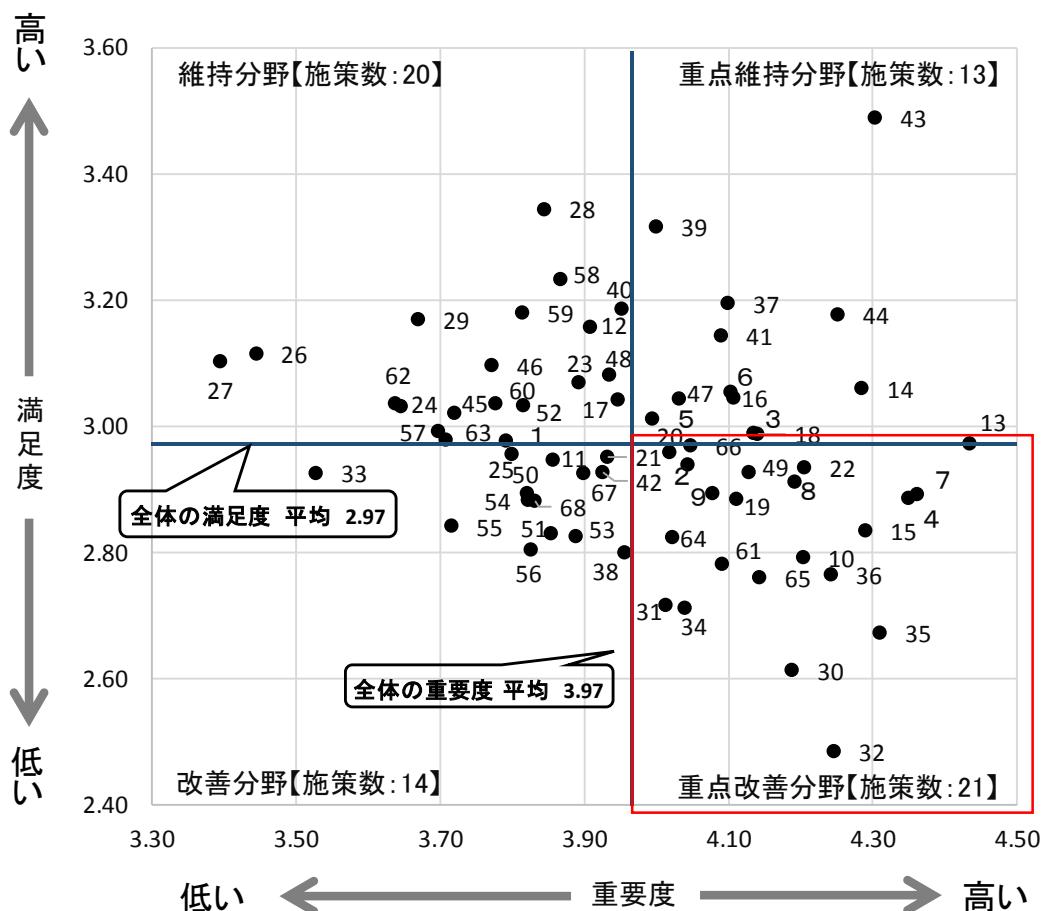
中期基本計画をはじめとする本町の取り組みに対する町民の意向を把握し、後期基本計画を策定するにあたっての基礎資料とする目的で、平成 29（2017）年 12 月にアンケート調査を実施しました。

調査対象：1,000 人（町内に居住する 20 歳以上の町民を無作為抽出）

回収率：29.3%（回答数：293 件）

1) 中期基本計画の評価における重点改善分野

改善すべき施策の優先度を把握することを目的に、施策ごとに満足度、重要度を聞き、施策の優先度のタイプを 4 つに分類しました。そのうち、改善する優先度が高い重点改善分野は以下のとおりです。



重点改善分野：重要度は高いが満足度は低く、改善する優先度が最も高い分野

重点維持分野：重要度・満足度ともに高く、強みとして強化していく分野

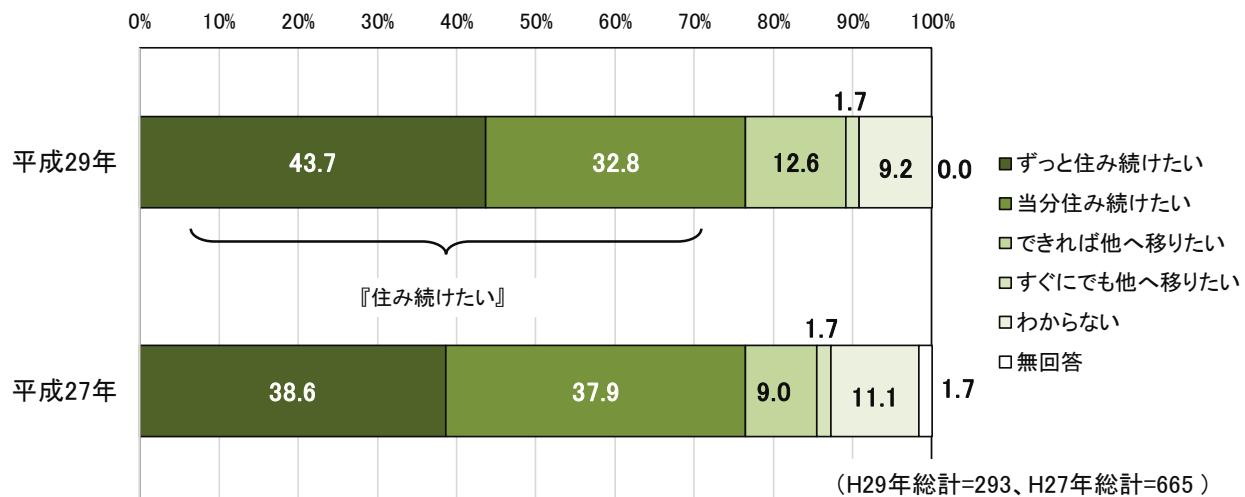
維持分野：重要度は低いが満足度が高く、維持していく分野

改善分野：重要度・満足度ともに低く、方向性などについて改善が必要な分野

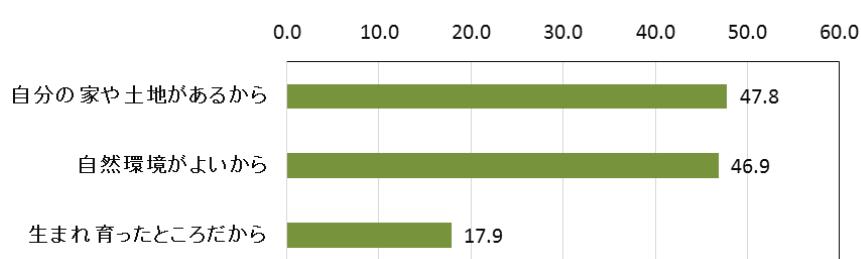
施策	
重点改善分野	施策
	2 相談・情報提供の充実
重点維持分野	4 地域包括ケアシステムの構築
	7 充実した介護サービスの提供
重点維持分野	8 すべての人が共に生きる社会基盤づくり
	9 その人らしい生活への支援
重点維持分野	10 療育・教育の充実、就労への支援
	15 教育・保育環境の充実
重点維持分野	19 教育内容の向上
	20 支援を必要とする児童生徒への対応の充実
重点維持分野	22 安全・安心な教育施設の整備
	30 適切な土地利用の推進・快適な住環境の整備誘導
重点維持分野	31 空家を活用した定住促進のための住まいの確保
	32 中心市街地等の整備・誘導
重点維持分野	34 二宮海岸の砂浜の再生
	35 道路の整備と管理
重点維持分野	36 地域交通の確保
	49 公助活動と危機管理体制の強化
重点維持分野	61 職員の能力の向上
	64 計画的な行財政改革の促進
重点維持分野	65 安定的な財政基盤の確立
	66 安全で効率的な情報システム運用
施策	
維持分野	1 二宮町社会福祉協議会との協力・連携
	12 健康づくり支援の推進
維持分野	17 子育てコミュニティづくりの推進
	23 地域と連携した教育活動の充実
維持分野	24 生涯学習推進の仕組みづくり
	26 地域スポーツの振興
維持分野	27 スポーツ活動支援の充実
	28 文化・芸術の振興
維持分野	29 町の歴史文化の継承
	40 自然環境と生物多様性の保全
維持分野	45 消費生活
	46 地域の安全力の向上
維持分野	48 共助活動の推進
	52 特産品の普及と二宮ブランドとの連携
維持分野	57 二宮ブランドの普及・促進
	58 観光情報の発信の充実
維持分野	59 広報・広聴の充実
	60 官民協働によるまちづくり活動の推進
維持分野	62 コミュニティ活動支援
	63 人権・平和の推進
施策	
改善分野	11 社会参加への支援
	21 教育相談の充実
改善分野	25 家庭・地域の教育力の向上
	33 交流ゾーンの検討
改善分野	38 公園・広場の充実と適切な管理運営
	42 低炭素社会の形成
改善分野	50 農林業振興の推進
	51 水産振興の推進
改善分野	53 商工業の振興
	54 中小企業への支援
改善分野	55 起業支援
	56 勤労者福祉の充実
改善分野	67 公共施設の適正な維持管理・再編
	68 広域連携の推進

2) 定住意向

町に『住み続けたい（ずっと住み続けたい・当分住み続けたい）』は7割を超えていて、平成27（2015）年と同じ割合になっています。また、「ずっと住み続けたい」は平成27（2015）年から約5ポイント増加しています。

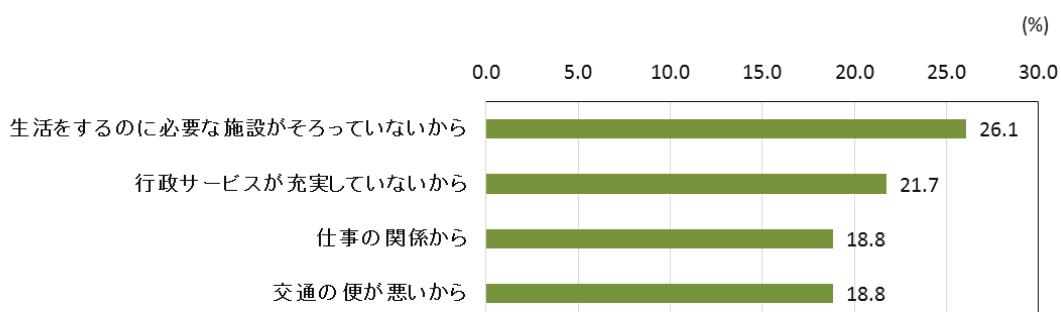


- 住み続けたい理由は「自分の家や土地があるから」(47.8%) のほか、「自然環境がよいから」(46.9%)、「生まれ育ったところだから」(17.9%) が多くなっています。



※上位3項目を掲載

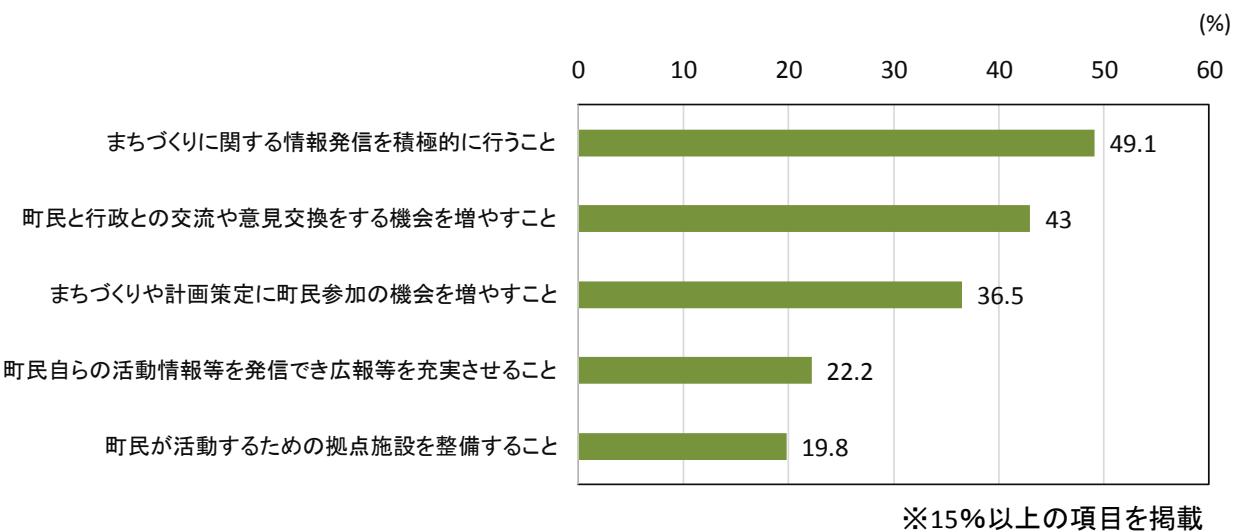
- 移住したい理由は「生活をするのに必要な施設がそろっていないから」(26.1%) のほか、「行政サービスが充実していないから」(21.7%)、「仕事の関係から」「交通の便が悪いから」(18.8%) が多くなっています。



※上位3項目を掲載

3) 町民と行政が協働でまちづくりを行う上で、必要だと思われること

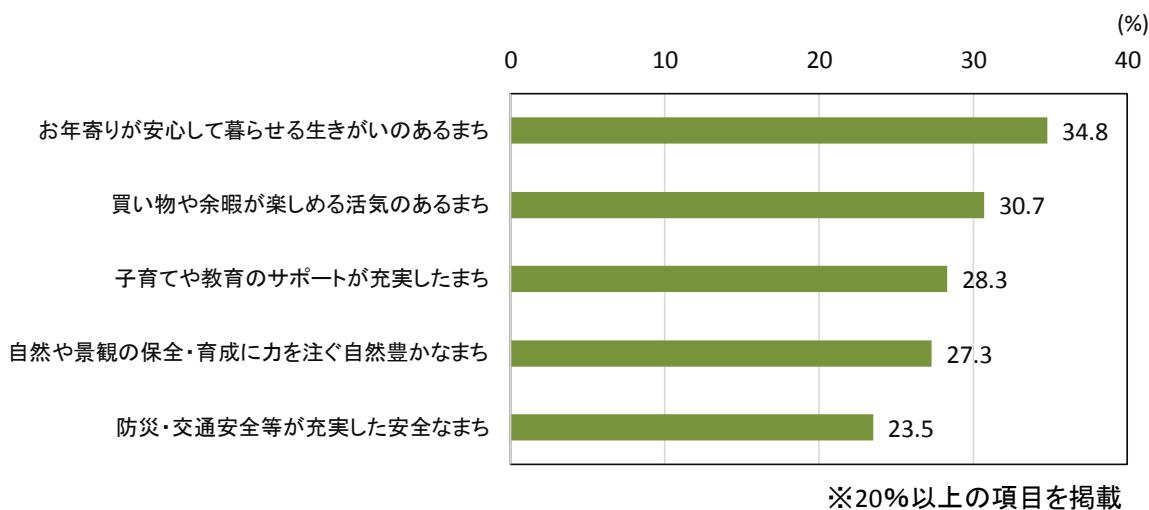
「まちづくりに関する情報発信を積極的に行うこと」が 49.1%で最も多く、次いで、「町民と行政との交流や意見交換をする機会を設けること」(43.0%)、「まちづくりや計画策定に町民参加の機会を増やすこと」(36.5%) が続きます。



※15%以上の項目を掲載

4) これからのお年寄りが安心して暮らせる生きがいのあるまちについて望むこと

「お年寄りが安心して暮らせる生きがいのあるまち」が 34.8%で最も多く、次いで、「買い物や余暇が楽しめる活気のあるまち」(30.7%)、「子育てや教育のサポートが充実したまち」(28.3%) が続きます。



※20%以上の項目を掲載

2 後期基本計画における主要課題

町は、自然の豊かさだけでなく、「首都圏に近い」という立地や交通環境上の便利さや「豊かな自然の中で、子どもが健やかにのびのびと成長できる」という自然環境上での魅力も生かしながら、中期基本計画に基づいて、まちづくりを取り組んできました。その結果、転入者が転出者を上回る社会増に転じるなど、一定の効果がみられていますが、引き続き対応しなければならない課題も残っています。

そこで、第5次総合計画の最後の4年間で対応すべき主要な課題を以下のように整理し、課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。なお、平成27年（2015年）に「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール（目標）は、世界の都市に共通した普遍的なまちづくりのゴールであるため、町としても後期基本計画の取り組みにおいて、SDGsを常に意識し取り組んでいく必要があります。

（1）人口減少と少子高齢化への対応

全国的に人口減少と少子高齢化が進むなか、二宮町人口ビジョンにおける人口の将来展望で、平成27年（2060年）の人口が平成22年（2010年）の約半分の16,945人まで減少すると推計されています。また、年齢構成も平成22年の老人人口（65歳以上）と生産年齢人口（15歳から64歳）がそれぞれ27%と61%だったのに対し、平成27年には41%と45%となり、年齢構成比のアンバランスが際立ってきています。こうした状況は、地域コミュニティの希薄化や無力化だけでなく、福祉や経済を含めた様々な分野に課題を生み、また町全体の魅力の低減による更なる人口減少を招くことにつながります。

こうした状況の中、人口減少を抑え、年齢構成比のアンバランスを是正するために、町が子育て世代に選ばれるための子育て支援策の充実が必要になります。このため、切れ目のない子育て支援など、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進するとともに、小中一貫教育やコミュニティ・スクールの導入など、地域性を生かした将来に向けた特色ある学校づくりをさらに推進することが重要です。

また、社会が成熟化するなかで、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでおり、町民のニーズも多様化・高度化しています。その中で、町民の誰もが地域で安心して暮らし続けるために、様々な社会的及び文化的背景に左右されることはなく多様性を尊重し、地域で支え合うためのしくみや基盤づくりなどに取り組んでいくことが必要となります。

(2) 自然環境の保護と地域産業の活性化

町の豊かな自然を守るため、葛川をはじめとする様々な環境保護団体が町で活動しています。しかし、世界規模では温暖化問題だけでなく、生物多様性の問題やマイクロプラスチック問題など、自然環境問題は多様化かつ深刻化していっています。

そのため、まちづくりにおいても自然環境保護の取り組みを進めるとともに、広域及び多様な主体と共に連携した施策の展開が必要です。

産業においては、商店主の高齢化や担い手不足、大型店舗の立地やインターネット通販の利用増加など、商業を取り巻く環境は厳しく、地域の商業機能の衰退が危惧されています。このため、多様な消費者のニーズに対応した商業振興や起業支援に取り組むことが必要です。

(3) 多発化・甚大化が懸念される災害対策の充実と安全・安心な拠点づくり

地球温暖化の進行や地殻変動の活発化などに伴う豪雨被害や大震災などの大規模な自然災害が、全国的に多発化・甚大化しており、災害からの安全性の確保が大きな課題となっています。

町においても、道路や下水道などのライフラインや公共施設の防災性能の向上などのハード面での取り組みを強化するとともに、公助や共助による防災体制の構築など、ソフト面での防災対策を進め、地域の安全性のより一層の向上を図っていく必要があります。

また、災害等における対応力が求められる一方で、築40年以上を経過していた公共施設などの老朽化が進み、施設の更新（建替）や改修などの必要性に迫られています。このため、「公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づいた、公共施設の効率的な維持管理や長寿命化への対応が必要になります。

さらに、そのような状況の中、現庁舎は、耐震性の不足や老朽化、行政機能の分散化などが課題になっているため、災害時の防災拠点としての役割、平常時の利便性や質の高いサービスの提供の場の役割として、町民にとって安全・安心な利便性の高い新たな拠点を形成していくことが求められます。

(4) 人口・歳入減少を見据えた自治力の効率化

地方への権限移譲や町民ニーズの多様化など、行政サービスの複雑・多様化が進む一方、人口減少や少子高齢化の到来やそれに伴う財政制約などにより、これまでの取り組みや制度の見直しが求められています。

地域課題の解決を行政だけで行うのは困難であるため、町民や団体等多様な主体との連携による町民力を生かしたまちづくりを進めるとともに、枠組みに囚われることのなくスケールメリットを生かした広域連携によるまちづくりなど、効率的・効果的な行政サービスの提供を充実させる必要があります。

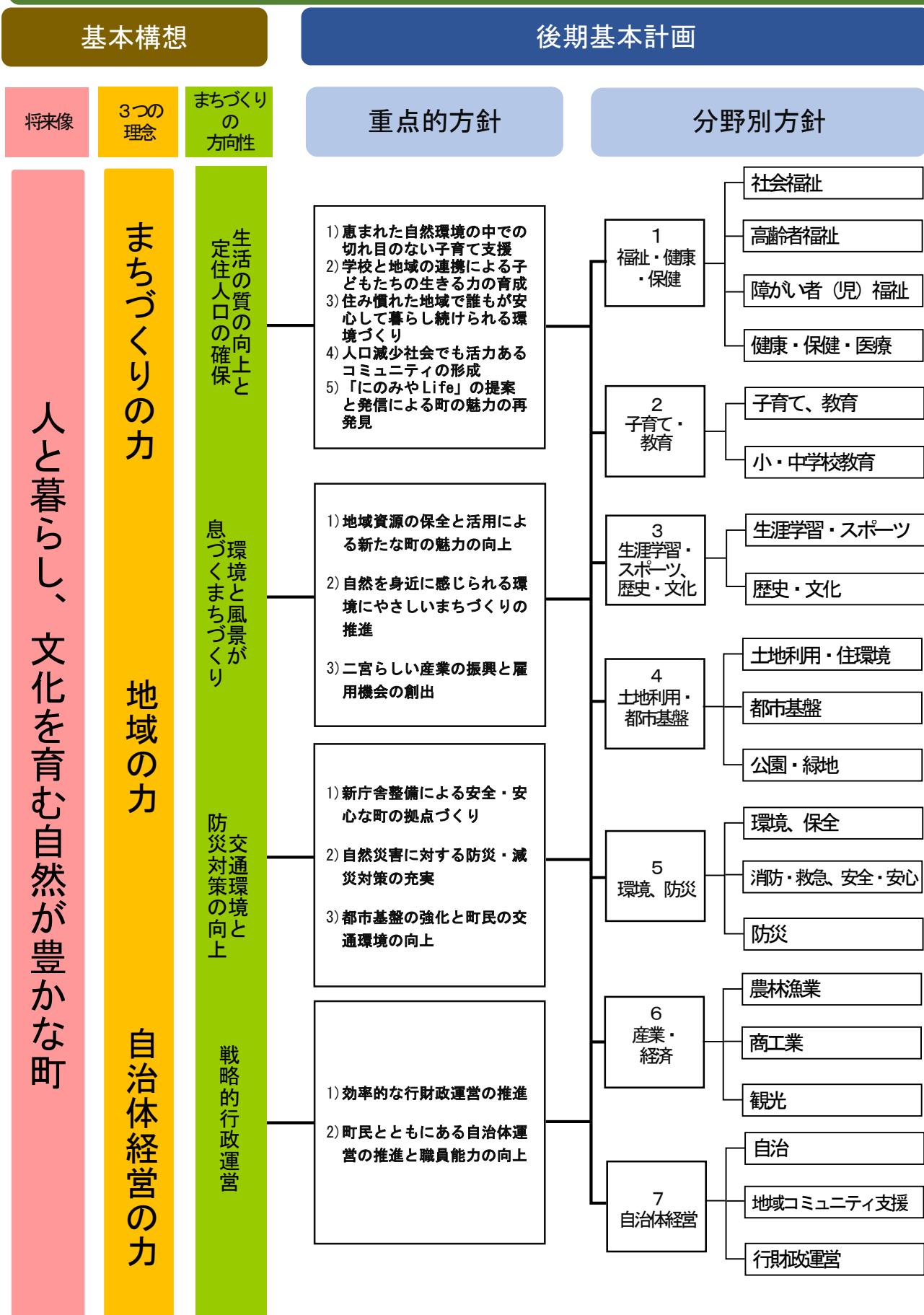
また、行政改革の推進により、より効率的・効果的な行政運営を行う体制の整備をするとともに、町職員一人ひとりの能力の向上と意識改革に努め、行政としてより適切なリーダーシップやコーディネート機能が発揮できる体制を充実させることが求められます。

3 後期基本計画の構成と計画期間

後期基本計画は、第5次二宮町総合計画基本構想に基づいて策定する後期4か年〈平成31（2019）年度～平成34（2022）年度〉の計画です。この計画は町が戦略的かつ重点的に取り組む「重点の方針」、福祉、教育など行政分野ごとの方針と施策の概要を掲げる「分野別方針」、そして基本計画の「実現の方策」で構成します。

- 「重点の方針」は、第5次二宮町総合計画基本構想に掲げる「まちづくりの方向性」に基づき、「分野別方針」に掲げる施策を横断的に連携して取り組むため、後期4か年の方針を定めるものです。
- 「分野別方針」は分野ごとの方針と施策の概要を定めるものです。
- 「実現の方策」は、第5次二宮町総合計画基本構想の実現に向けた方策を定めるものです。

4 後期基本計画の体系



IV章 重点の方針

概 要

まちづくりの方向性	重点の方針		関連する施策 No.	
1 生活の質の向上と定住人口の確保	1	恵まれた自然環境の中での切れ目のない子育て支援	1-4-3 2-1-1	2-1-2 2-1-3
	2	学校と地域の連携による子どもたちの生きる力の育成	2-2-1 2-2-2	2-2-3 2-2-4
	3	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる環境づくり	1-1-1 1-1-3 1-2-1	1-2-2 1-2-3 1-2-4
	4	人口減少社会でも活力あるコミュニティの形成	1-1-3 1-2-1	7-1-2 7-2-1
	5	「にのみや Life」の提案と発信による町の魅力の再発見	1-4-3 2-1-1	2-1-2 2-1-3
2 環境と風景が息づくまちづくり	1	地域資源の保全と活用による新たな町の魅力の向上	3-1-1 3-2-1	3-2-2 4-2-5
	2	自然を身近に感じられる環境にやさしいまちづくりの推進	4-3-2 5-1-1	5-1-3
	3	二宮らしい産業の振興と雇用機会の創出	6-1-1 6-1-2	6-1-3 6-2-1
3 交通環境と防災対策の向上	1	新庁舎整備による安全・安心な町の拠点づくり	7-3-4	
	2	自然災害に対する防災・減災対策の充実	5-2-1 5-2-2	5-3-1 5-3-2
	3	都市基盤の強化と町民の交通環境の向上	4-2-1 4-2-2	
4 戦略的行政運営	1	効率的な行財政運営の推進	7-3-1 7-3-3	7-3-4 7-3-5
	2	町民とともにある自治体運営の推進と職員能力の向上	7-1-1 7-1-3	

1 生活の質の向上と定住人口の確保

環境を活かした「生活の質」の向上と「定住人口」の確保を図ります。

「長寿の里」、「子育て・子育ちの町」として、子どもから高齢者まで、誰もが、豊かな自然環境と生活環境の中で、健康で安心して暮らすことができ、さらに、住環境、子育て・子育ち環境、教育環境を充実することにより、「生活の質」の向上を図ります。

そのため、町民の知恵と努力がまちづくりに活かされるとともに、町民同士の協力と支え合いにより、地域コミュニティが息づくまちづくりを進めます。

また、「生活の質」を向上させることにより、子育て世代を中心に定住人口の確保に努めます。

1－1 恵まれた自然環境の中での切れ目のない子育て支援

二宮町の海や山などの豊かな自然環境を生かし、自然に触れあえる機会や場づくりに取り組み、子どもたちが健やかにのびのびと育つ環境づくりを推進します。

また、安心して子育てができる環境を充実させるためには、妊娠から子育ての各段階を切れ目なく支援するだけでなく、福祉や医療の分野が保育や教育などの様々な分野と連携して、障がいのあるなど、支援が必要な子どもに対する継続的な支援を行うとともに、子育てに不安を感じている保護者が気軽に相談できる体制をさらに充実させ、包括的な子育て支援体制の強化を図ります。

さらに、身近な地域の中では、子育てに関する相談ができる場や、親同士が気軽に集まる場の創出を推進するとともに、ファミリー・サポート・センターや一時預かり事業といった支援も併せて子育て環境の充実を図ります。

1－2 学校と地域の連携による子どもたちの生きる力の育成

学校教育環境を充実させ、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指し、質の高い学校教育の推進を図ります。

その中で、子どもたちの個性や発達状況に応じたきめ細やかな学校教育の推進を基本とし、コミュニケーション能力や情報活用能力などの新しい時代を生きるために必要な学力を育むため、9年間の系統的かつ柔軟な学習指導による小中一貫教育の導入や英語教育の充実など、二宮町らしい魅力ある教育環境づくりを進めます。

また、「地域とともにある学校づくり」を目指したコミュニティ・スクールの取り組みについては、学校や保護者、地域との連携・協力を深め、地域ぐるみで地域に愛着を持った子どもたちを育成するとともに、将来二宮町を担う子どもたちの豊かな成長を支援します。

さらに、次世代を担う子どもたちが楽しく学び、豊かな人間関係を築いていくため、今後の教育にふさわしい適切な学校を確保するために、通学区域の変更や学校の統廃合などについても推進します。

1－3 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる環境づくり

高齢化が進む中、町民の誰もが身近な地域で安心し、ともに生きる社会の中で多様性を尊重しながら、自分らしくいきいきと暮らし続けられる地域社会の充実を図ります。

その中で、高齢者や障がい者等、誰もが健やかに地域で自立した生活が送れるよう、町民による健康づくりや未病に対する取り組みが活発化するよう支援していくとともに、誰もが地域の中で居場所を持ち、地域の人々との関わりの中で、支え、支えられながら生活できる環境づくりを進めます。

また、支援が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らすために、町民や地域、民間事業者等と町が連携しながら「地域包括ケアシステム」の推進を図ります。

1－4 人口減少社会でも活力あるコミュニティの形成

少子高齢化・人口減少社会においても、町民一人ひとりの生活の質を維持・向上できる、持続可能で重層的なコミュニティの形成を図ります。

町内には、自立した町民活動団体による多彩な活動が活発に行われていることから、活動の場として学校をはじめとする公共施設等の有効活用を進めるほか、これらの団体同士の横の繋がりをつくることで、さらなる活動の活発化を促進します。

また、地域コミュニティについては、活動の継続と活性化を図るために、地区のあり方を検討するとともに、多様な主体が参画しやすい組織づくりに向けた支援をするほか、町民活動団体との連携を促進します。

1－5 「にのみやLife」の提案と発信による町の魅力の再発見

町が持つ多様な資源を生かした多彩な生き方や働き方を選択できる魅力ある暮らしを「にのみやLife」として、広く町内外に発信することで定住人口の確保を目指します。

町の強みである温暖な気候や豊かな自然環境、特色ある子育てや教育など、町が持つ様々な資源を生かすことで、この町ならではの暮らしによる町の魅力を再発見するとともに、民間事業者等と連携しながら、空き家や空き店舗といった既存資源の利用を促進するなど、様々な生活ニーズに対応可能な質の高い暮らしが実現できる環境づくりを進め、「二宮町に住み続けたい、住んでみたい」と思う人を増やすための提案と発信をしていきます。

また、移住促進キャッチコピー「きみのふるさとになりたい」を使用して、町民活動団体や民間事業者などと町が連携しながら、「にのみやLife」を町外に広くアピールすることで、二宮町に关心を持つ人の拡大を図り、移住の促進につなげます。

2 環境と風景が息づくまちづくり

身近な自然環境、歴史・文化と田舎の風景が息づくまちづくりを進め、町の活性化を図ります。

自然環境、歴史・文化を保全・育成し、都会に近い身近な自然環境と田舎の風景、穏やかな住環境を活かした観光を振興し、農業と漁業の振興を図ります。

また、地域の素材を大切にした商品づくり等による商工業振興や、高齢者世代や子育て世代のニーズに応えた商工業振興を進めます。

さらに、町の特性を活かした農業、漁業、商工業と観光との有機的な連携と、町民との連携・協力により、町の活性化を図ります。

2-1 地域資源の保全と活用による新たな町の魅力の向上

町にある海や山などの豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を保全しながら、それらを活用するための環境整備を行い、広く情報発信することで、交流人口の増加を目指します。

町の文化活動の拠点である生涯学習センター・ラディアンや図書館などを活用し、多世代が集い、多目的に利用することで魅力的な交流拠点の形成を進めます。

また、町のシンボルである吾妻山公園をはじめとする多様な自然環境など、既存の魅力を活用して、新たな人の流れを創出するとともに、東京大学二宮果樹園跡地などの町有地の有効活用と合わせ、訪れてみたくなるまちづくりを進め、町の魅力の向上を図ります。

2-2 自然を感じられる環境にやさしいまちづくりの推進

環境負荷の少ないエネルギーへの転換や公共交通の利用を促進するなど、海や山などの豊かな自然環境や町の地形や特性を生かし、自然とともにゆとりやうるおいを感じられる環境にやさしいまちづくりを進めます。

公共施設や住宅、事業所等における再生可能エネルギーの利用と省エネルギーの普及促進を図るなど、地球温暖化対策の基盤づくりを進めるとともに、公共交通の積極的な利用を促進することで、温室効果ガスの排出低減を図ります。

また、自然環境の保全や緑化活動を促進することで、自然や緑を感じられる恵まれた環境を次世代に引き継げるまちづくりを進めます。

2-3 二宮らしい産業の振興と雇用機会の創出

町が持つ資源を活用した町民の創意工夫による小規模な起業を支援することで、町の商工業の活性化と雇用機会の創出を目指します。

町民や町民活動団体によるいわゆる「小商い」に対する支援を充実し、町内の雇用確保を図るとともに、にぎわいの創出と町民生活の質の向上に努めます。

また、遊休農地などを活用して栽培した農産物の農商工連携による特産品づくりに対する支援や、空き店舗のレンタルオフィスとしての活用など、町民や民間事業者等による地域の未利用資源の有効活用による産業の活性化や雇用の場の創出を促進することで、職住が近接するワーク・ライフ・バランスの取れたまちづくりを進めます。

3 交通環境と防災対策の向上

誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう 交通環境、防災対策の向上を図ります。

便利でコンパクトな町という特性を活かして、町民にとって身近で利用しやすい公共施設の充実と、駅前広場や主要な道路の改良、公共交通の確保等により、交通環境の充実を図ります。

また、喫緊の課題である大震災等の災害に備えるとともに、家庭、地域で町民同士の協力と支え合いによる減災文化が根付くまちづくりを進めます。

3－1 新庁舎整備による安全・安心な町の拠点づくり

生涯学習センター・ラディアン周辺に行政機能を集約し、ワンストップで行政サービスを提供できるようにすることで、安全・安心で便利なまちづくりを進めます。

そのため、老朽化が進んでいる役場庁舎をラディアン周辺に移転するとともに、ラディアンに行政機能の一部を入れるなど、役場庁舎とラディアンが連携してサービスが提供できるよう、ラディアンの活用方法についても検討し、町民にとって安全・安心で利便性の高いまちづくりの拠点を形成します。

また、町内に点在するその他の公共施設については、生活に必要なサービスの質を維持しつつ、公共施設再配置実施計画に基づいて、適切な配置に向けた再編を進めるとともに、未利用町有地については、生活の豊かさの向上のため、有効な活用に向けた検討を進めます。

その中でも、地域集会施設については、老朽化が激しい施設や耐震化が未対応の施設について、統廃合に向けた協議を地域とともに進めていきます。

3－2 自然災害に対する防災・減災対策の充実

近年全国的に多発している大規模な自然災害の未然防止と被害軽減のため、公共施設や住宅などの防災機能の向上や地域における防災対策の充実を図ります。

今後も利用し続ける公共施設については耐震化等の対策を推進します。一般住宅等については、震災等の被害を軽減するため、耐震改修等に対する助成を継続します。

また、発災時においては町民一人ひとりの日頃の備えや、身近な地域での助け合いが被害軽減につながることから、自助に関する情報提供や地域における共助の仕組みづくりを促進し、自助・共助・公助のバランスのとれた防災力・減災力の向上を図ります。

3－3 都市基盤の強化と町民の交通環境の向上

安全で快適な暮らしを支える道路や橋りょう、トンネル等、都市基盤の適切な維持管理を計画的に推進するとともに、交通不便地域の解消に努め、町民の交通環境の向上を図ります。

都市機能・行政機能が集中する二宮駅やラディアン周辺へ、誰もが移動しやすいように環境を整えるため、道路整備を進めるとともに、公共交通による移動のしやすさの向上を図ります。

4 戰略的行政運営

コンパクトな自治体に相応しいスリムな行財政運営を進めます。

自治体財政が厳しい時代が続くものと予想されることから、計画的な行財政運営を進めます。

時代状況の変化や町民の要請に応えられる行政を目指して、柔軟で機動的な自治体経営、スリムな行政、他の自治体との連携による広域行政、将来像を実現するための戦略的なまちづくり、広報広聴機能の充実を進めます。

また、「自治体経営の力」を向上させるため、まちづくり行政を担う職員の育成を進めます。

4－1 効率的な行財政運営の推進

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、厳しい財政運営が見込まれる中で、長期的・戦略的な視点に立った行財政運営を進めます。

町の資源の有効活用と町民の利便性向上を図るため、施設利用や消防、環境衛生などのほか、近隣市町との広域的な事業連携や、県や他市町村との職員交流による人材育成など、将来を見据えた広域連携について研究していきます。

また、効果的・効率的な行財政運営を行うため、更なるIT化による業務効率の向上や民間活力の導入を進めるほか、行政評価システムや組織体制の見直しなども含めた行政改革をさらに推進します。

4－2 町民とともにある自治体運営の推進と職員能力の向上

町民による主体的なまちづくり活動を促進するため、町民がまちづくりに関心を持てるよう、的確で効果的な情報発信に努めるとともに、町民参加活動推進条例に基づいた団体相互の情報共有や活動環境の整備など、自主的な活動を側面から支援することで、町民力を生かした自治体運営を推進します。

行政職員には、二宮町をより良いまちにしていくための政策形成・政策遂行能力のほか、町民に的確に説明する力や意見を聞き取る力といったコミュニケーション能力などが求められるところから、職員研修等を通じた職員能力の向上を図るほか、町民参画の場や行政と町民とが連携して取り組む活動の場などを通じて、町民とともに考え、行動する意識を常に持った職員の育成を図ります。

V章 分野別方針

1-1 社会福祉

【現況と課題】

人口減少、少子高齢化の進行、単身世帯の増加、価値観の多様化などに伴って、地域における町民のつながりは希薄化する傾向にありますが、一方で、近年相次ぐ自然災害等により、地域のつながりや支え合いの大切さが再認識されています。

町では、二宮町地域福祉計画に基づき、二宮町社会福祉協議会と協力・連携し、地域を中心とした地域福祉の取り組みを行っているほか、社会福祉協議会に登録されたボランティアや地区社協部会、地域に根ざした福祉団体などによる活動が活発に行われています。また、町民にとって身近な存在である民生委員・児童委員も、支援を必要とする住民と行政や専門機関とのつなぎ役として献身的な活動をしています。

しかし、こうした地域福祉を支える人材の高齢化が進むなど、担い手の確保が難しい状況になっていることから、町民の福祉意識の醸成に努めるとともに、人口分布等を考慮しながら、地区割りを見直すなど、持続可能な地域福祉の仕組みを構築し、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活を送ることができる地域づくりを進めが必要となっています。

【施策の方向性】

支援を必要とするあらゆる町民に対して、地域で助け合い、支え合いができる福祉のまちづくりを目指し、福祉意識の醸成や情報提供・相談体制の充実、町民・団体、事業者、二宮町社会福祉協議会等が連携するためのコーディネート機能等の充実を図ります。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
1-1-1	地域福祉の充実	町民相互の支え合いや様々な主体による福祉サービスが提供できるよう、地域福祉計画に基づいて地域福祉の充実を図ります。
1-1-2	相談・情報提供の充実	社会福祉に関する相談窓口の充実や福祉サービスに関する情報提供のワンストップ化など、利用者の視点に立った相談・情報提供体制の充実を図ります。
1-1-3	二宮町社会福祉協議会との協力・連携	二宮町社会福祉協議会と協力・連携しながら、継続的な支援を行うことで、福祉サービスの充実を図ります。

1-2 高齢者福祉

【現況と課題】

団塊の世代が65歳を迎えたことで、町の65歳以上の高齢者は大幅に増加しましたが、今後もゆるやかに増加し、平成27（2015）年国勢調査では約33%（約9,300人）だった高齢者人口比率は、平成32（2020）年には約35%（約9,500人）になると推計されています。特に、昭和40（1965）年代以降に住宅地として整備された百合が丘地区、富士見が丘地区で高齢者が増加しており、今後は、75歳以上の高齢者がさらに増加するものと見込まれています。

平成28（2016）年3月には二宮町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活が続けられるよう、「自立て安心、地域でいきいきとふれあうまちづくり」を基本理念とした取り組みを進めています。

町では、地域の通いの場を18会場で週1回開催しており、歩いて通える場で町民が集まる環境が整備されつつあることから、町民主体による活動や生活支援に関する情報発信などを充実することで、多様な活動の連携を図り、地域包括ケアシステムの体制の充実を図ることが求められています。

【施策の方向性】

いきいきとした高齢社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの体制の充実を目指すとともに、健康づくりや生きがいづくりなどの促進を図ることで、地域での自立した生活を支援していくほか、介護状態になっても適切なサービスが受けられる体制づくりを進めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
1-2-1	地域包括ケアシステムの構築	高齢者に対する在宅サービス、福祉サービスの充実を図るとともに、包括的な相談体制、多様な主体による支え合いの仕組みづくり、在宅医療と介護の連携体制、認知症高齢者への支援等の充実を図ります。
1-2-2	生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者が生きがいを持って生活できるよう、生きがいづくり活動や社会活動への参加を促進します。
1-2-3	健康づくりと介護予防の促進	高齢者が寝たきりにならず、身体的に自立した生活を送ることが出来るよう、地域の通いの場を中心とした健康づくりや介護予防活動を促進します。
1-2-4	充実した介護保険サービスの提供	介護が必要になった高齢者が、介護度や家族のおかれ状況に合わせて適切なサービスが受けられるよう、介護保険サービスの充実を図ります。

1-3 障がい者（児）福祉

【現況と課題】

障がい者（児）が、障がいの種類や手帳取得の有無に捉われることなく、住み慣れた地域で暮らし積極的に社会参加するためには、個々の障がいの特性に配慮された中での就労機会の確保や生活環境の整備が欠かせません。また、障がい者（児）だけでなく、誰もがいきいきと暮らすことができるよう、地域のつながりや支え合いづくりが重要です。町では、障害者総合支援法に基づく支援のほか、町独自の取り組みである通所のための交通費助成、在宅障害者タクシー利用助成事業、障がい者医療費の助成等により、障がい者（児）やその家族に必要な支援を行っています。

今後も、障がい者（児）の暮らしを支援するため、平成27（2015）年3月に策定された二宮町障がい者福祉計画及び平成30（2018）年3月に策定された第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画に基づいて、適切な支援サービスの提供を行うとともに、就労・余暇活動等、様々な活動に安心して参加できるよう、その機会の充実を図ることが求められています。

また、障がいの有無に関わらず、すべての国民がお互いを尊重しながら共に生きる社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が平成28（2016）年4月に施行され、町でも「二宮町障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定しており、今後も差別の解消に向けた取り組みを強化していくことが求められています。

【施策の方向性】

障がい者（児）が社会の一員として、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる社会の実現に向け、障がい者（児）の自己選択・自己決定が尊重され、ライフステージに応じたきめ細やかな支援が受けられる体制づくりを目指します。また、インクルーシブ教育の推進やユニバーサルデザインの普及など、誰もが社会参加できるような環境の整備を進めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
1-3-1	すべての人が共に生きる社会基盤づくり	障がいがあっても住み慣れた地域でその人らしい生活が維持できるよう、差別や偏見の解消に向けた取り組みを推進するとともに、健康づくりや地域社会の基盤づくりを促進します。
1-3-2	その人らしい生活への支援	日中の活動の場や、相談支援等の日常生活におけるサポートや、緊急時等の安全確保の体制作りを推進します。
1-3-3	療育・教育の充実、社会参加への支援	自立した生活や社会との関わりの中で生活できるよう、療育・教育の充実や就労への支援を推進するとともに、障がい者が社会活動に参加しやすい環境づくりを支援します。

1-4 健康・保健・医療

【現況と課題】

平均寿命が伸び、高齢化が急速に進むとともに、生活環境の大きな変化の中で、誰もが生涯を通じて健康に暮らすことができる環境づくりや、生活習慣病の予防、多様化する疾病構造の変化に対応した医療環境づくりが欠かせません。また、少子化と核家族化が進む中で、安心して子どもを出産し、子育てができる環境づくりが求められます。

町では、健康増進法に基づく子どもから高齢者までの健康づくりに加え、特に発育・発達時期の子どもに必要な食育も含んだ二宮町健康増進計画・食育推進計画を平成27（2015）年に、国民健康保険のデータを基に、町の傾向と実状に即した保健指導などを行う二宮町国民健康保険データヘルス計画も平成30（2018）年に策定しました。

今後は、未病センターにのみや（健康づくりステーション）での健康づくりや未病改善事業、地域の通いの場での健康づくり活動を促進していくほか、町民が健康で安心して暮らすことができるよう、保健サービスの提供、医療を受けることができる体制づくりや救急医療、災害時医療体制の充実等、地域医療対策の向上を図っていくことが求められています。

また、母子保健に関しては、平成29（2017）年に子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を設置し、妊娠から子育ての各段階を切れ目なく支援するための環境整備を進めており、引き続き、安心して子どもを出産し、子育てができるように、支援の充実を図ることが必要となっています。

【施策の方向性】

二宮町健康増進計画・食育推進計画の基本理念「豊かな自然で育む健康な心とからだ～みんなでつくる健康長寿の里 二宮～」を実現するために、子どもから大人までの食育・健康づくり・未病改善事業を推進し、健康寿命の延伸に取り組むとともに、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、健康管理ができるような支援体制や、地域医療体制の充実を図ります。また、安心して子どもを出産し、子育てができるように、支援の充実を図ります。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
1-4-1	健康づくり支援の推進	子どもから高齢者まで、誰もがいくつになっても健康に生活が出来る「健康長寿の里」を目指し、データヘルス計画に基づいて、効果的な保健指導、健康診査等の保健サービスの提供を推進します。 また、地域の通いの場を中心に、健康づくり普及委員や食生活改善推進団体等の団体との協働による運動習慣づくりや、食育の推進による食生活の改善を促進します。
1-4-2	地域医療の充実	町民の多様化した医療ニーズに対応するため、地域の医療機関（かかりつけ医）と連携して、一次医療の充実、二次医療機関（病院）との連携強化を図ります。
1-4-3	母子保健の充実	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届時の面談や新生児訪問、乳幼児健診、各種教室や育児相談等を通じて、妊娠から子育ての各段階の切れ目のない支援の充実を図ります。

2 子育て、教育

2-1 子育て

【現況と課題】

出生率の減少、少子化とそれに伴う人口減少は、町の未来に大きな影響を及ぼす重大な問題といえます。

町では、平成 27（2015）年 3 月に策定した二宮町子ども・子育て支援事業計画において「みんながつながり 自然とふれあいながら 子育てができるまち」を基本理念として掲げ、保育園の整備や病後児保育の実施、育児相談、子育てサロンの運営、子育てスペースの充実、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等、二宮町で子どもを産み、育てたいと思えるようなまちづくりを目指して各種施策に取り組んでいます。また、3ヶ所の学童保育所の設置・運営することで、両親あるいは養育者の就労等により、家庭が常時留守になっている児童の健全育成に取り組んでいます。

今後は、国の政策も踏まえ、子ども・子育て支援事業計画に位置づけた施策を社会状況の変化に合わせて講じることが必要になっています。また、共働き家庭等の増加に伴う保育ニーズへの対応から、保育サービスの充実や情報の共有化、子育て支援のネットワークの充実、安全・安心な外出環境の整備等が求められています。その際に、町民、各種団体、事業者等が相互に協力・連携して、子どもや子育て家庭を支えることが課題となっています。

【施策の方向性】

子どもや子育て家庭を支えるコミュニティづくりを促進するとともに、多様化する保育ニーズへの対応、切れ目のない子育て支援サービスの提供、保護者や地域の方々が子育てについての知識や情報を得るための機会の充実を図ります。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
2-1-1	教育・保育環境の充実	多様化する保護者のニーズに対応するため、病後児保育を含めた保育環境の充実や、特色ある幼稚園教育の支援を図ります。
2-1-2	子育て中の親への支援の充実	医療費の助成など、子育て家庭に対する財政的支援を実施します。また、地域の子育ての拠点となっている子育てサロンの充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等を実施することで多様なライフスタイルに対応した子育て支援を図ります。
2-1-3	学童保育所の充実	留守家庭児童が放課後に安心して遊び、生活する場である学童保育所の充実を図ります。

2-2 小・中学校教育

【現況と課題】

自然に囲まれた魅力ある環境のもと、子どもたちの地域への愛着と誇り、「生きる力」を育み、未来の二宮町を担う人材を育成することは、教育行政だけでなく、持続可能な地域コミュニティづくりにとっても欠かせません。

町ではこれまで英語教育や支援教育、小中一貫教育の検討に力を入れてきたほか、一色小学校では地域とともにある学校づくりの手法のひとつとしてコミュニティ・スクール導入に取り組むなど、二宮らしい教育を推進しています。

今後は、小中一貫教育の導入やコミュニティ・スクールの取り組みをすべての小中学校にも拡大するなど、地域性を生かした将来に向けた特色ある学校づくりをさらに推進するとともに、児童・生徒が社会的・職業的に自立した自分らしい生き方を実現できるよう、穏やかな風土の中、児童・生徒が安全かつ安心して学べる学習環境づくりに努めていくことが求められています。

【施策の方向性】

児童・生徒一人ひとりが、個性や発達状況に応じた質の高い教育を受けることができるよう、きめ細やかで充実した授業内容に基づく特色ある学校教育を推進するとともに、海や山といった豊かな自然に囲まれた魅力ある地域環境を生かした教育を推進することで、地域への愛着をもった子どもたちの育成を目指します。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
2-2-1	将来に向けた特色ある学校づくり	児童・生徒の教育環境の向上に向け、小中一貫教育の導入や教員の指導力の向上を図ります。また、小中一貫教育校の設置に向け、通学区域の見直しや学校の統廃合に向けた検討を進めます。
2-2-2	教育相談の充実と支援を必要とする児童・生徒への支援の充実	学業上の悩みなどに関する教育相談の充実を図ります。また、支援を必要とする児童・生徒に対する支援体制の充実を図り、一人ひとりの教育的ニーズを把握しつつ、能力や個性を伸ばすインクルーシブ教育を推進します。
2-2-3	地域と連携した教育活動の充実	全ての小中学校でコミュニティ・スクールを導入するなど、地域と学校が連携して子どもたちを支える学校づくりを推進します。また、地域と連携したボランティア活動や職業体験などの体験学習等を通じて、効果的なキャリア教育を進めます。
2-2-4	児童・生徒の学習環境の整備	I C T 環境の整備に加え、児童・生徒が、安全に安心して教育を受けることができるよう、学校施設・設備の計画的な整備を推進します。

3 生涯学習・スポーツ、歴史・文化

3-1 生涯学習・スポーツ

【現況と課題】

人生100年時代を迎え人生設計の多様化が進む中、「自ら学ぶ」ことを通じて「生きがい」を見つけることは、生涯にわたって充実した暮らしを送るうえで、欠かせないものとなっています。

町では、ラディアンや図書館、スポーツ施設を活用して、社会教育団体やボランティア等と連携しながら、町民が自ら学習やスポーツに取り組むきっかけづくりに努めています。

今後は、新たな指導者や担い手の発掘・育成に努めるとともに、魅力ある学習機会・スポーツ活動機会の提供を行い、町民の学習意欲・スポーツ活動意欲の向上を図っていくことが求められます。また、町民相互の学び合いやスポーツを通じて、仲間を増やし、地域のつながりやきずなを強めることも課題となっています。

【施策の方向性】

町民が主体となった学習活動やスポーツを通じて、町民一人ひとりが生きがいを持って充実した生活を送れるよう支援の充実を図ります。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
3-1-1	生涯学習推進の仕組みづくり	ラディアンや図書館の魅力向上に取り組むとともに、町民が主体的に取り組む学習活動に加え、その学習成果を還元する活動を含めた生涯学習の仕組みづくりを進めます。
3-1-2	家庭・地域の教育力の向上	青少年に関わる各種団体との連携により、ジュニアリーダーの育成や子どもたちの健全育成を推進します。また、コミュニティ・スクールの枠組みを活用し、家庭や地域社会の教育力向上に努めます。
3-1-3	地域スポーツの振興及び スポーツ活動支援の充実	スポーツ環境の充実を図るとともに、スポーツに関する各種団体との連携により、町民が主体となったスポーツ活動の推進を図ります。

3-2 歴史・文化

【現況と課題】

地域の歴史・文化への誇り、ふるさと二宮に対する愛着を持つことは、二宮町の未来をより良いものにしていく上で重要な意味を持っています。町には多様な自然環境や歴史・文化等の地域資源が多数存在しており、こうした多彩な地域資源に触れる機会をつくることで、町民の地域への誇りと愛着の醸成へつながります。

町では、地域の歴史・文化を次世代に継承するため、活動組織に対する支援を進めていますが、担い手の高齢化が進んでいることから、町民や地域との連携・協力のもと、新たな担い手の発掘・育成に努めていくほか、多様な自然と地域の歴史・文化を町の活性化に結び付けることも求められます。

【施策の方向性】

町民が主体となった地域の歴史・文化の継承活動や、身近な自然や歴史・文化の再発見とそれらを生かした町の活性化のための活動を支援し、地域への誇りと愛着の醸成を目指します。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
3-2-1	文化の振興	町民相互の交流や生きがいづくりを促進するため、町民主体の文化活動に対する支援を図ります。
3-2-2	歴史・文化の継承	町民の地域への誇りと愛着の醸成を促進するため、町の伝統芸能、歴史・文化、自然等を保全・継承する活動に対する支援を図ります。

4 土地利用・都市基盤

4-1 土地利用・住環境

【現況と課題】

町では、平成 27（2015）年に改定した二宮町都市計画マスタープランに基づいて土地利用の規制や誘導を行っているほか、平成 30（2018）年 1 月からは、「二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例」により、一定の開発事業については、周辺住民への周知や、周辺住民と事業者との対話の場を設けることを義務づけることで、住環境の保全を図っています。

また、人口減少や高齢化に伴い、空き家等が増加していることから、平成 30（2018）年に「二宮町空家等対策計画」を策定し、空家等対策協議会を中心に取り組みを推進しているほか、空き家バンク制度を設立し、空き家等の活用を促進するための取り組みも進めています。今後も、人口減少や高齢化が進行することから空き家等の増加が見込まれますが、空き家バンクの利用が進んでいないことから、制度の見直しを行うなど、空き家等の適正管理と活用促進の取り組みを強化していくことが求められています。

【施策の方向性】

都市計画マスタープランに基づいて、自然環境や住環境において、秩序ある快適で安全・安心なまちづくりを推進します。また、少子高齢化社会に対応した住みやすく質の高いまちを創造し、定住の促進を図ります。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
4-1-1	適切な土地利用の誘導と促進	二宮町都市計画マスタープランに基づいて、適正な土地利用を推進するとともに、「二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例」により、安全・安心で快適な住環境の形成を図ります。
4-1-2	空き家化の予防と適正管理の推進	二宮町空家等対策計画に基づいて、空き家等の適正管理と活用を促進するとともに、既存の住宅ストックを活用した支援策等について検討します。
4-1-3	二宮海岸の砂浜の再生	台風災害により失われた砂浜の再生と安全確保を図るため、国・県と連携・協力します。

4 - 2 都市基盤

【現況と課題】

町には、町道が 589 路線、橋りょうが 60 橋あり、町民の移動において必要不可欠なものとなっています。しかし、これらは老朽化が進んでいるものも少なくないことから、二宮町公共施設等総合管理計画や二宮町橋りょう長寿命化修繕計画等に基づき、計画的な改修等を進めることができます。また、幅の狭い道路などについては順次拡幅していくことも必要です。

町の公共交通は、町の南端を東西に横断する JR 東海道本線の二宮駅を起点に、鉄道駅と内陸部の住宅地とをバス路線が結んでいます。しかし、最寄りのバス停まで遠い地区や運行本数の少ない路線などもあり、すべての地域で公共交通の利便性が高いわけではありません。特に内陸部の百合が丘地区、富士見が丘地区は、丘陵地を造成した住宅地で坂が多く、高齢化も進んでいることから、新たな居住者の確保を図るためにも、新たな手法の導入など交通環境の向上が求められています。

公共下水道は、人口普及率が 90% に迫り着実に整備が進んでいます。今後は整備を進めつつ接続促進を図るとともに、下水道施設の長寿命化や震災対策等の計画的な維持管理を進めていくことが求められています。

二宮駅周辺の既存商業地は、県道 71 号（秦野二宮線）沿道に商業施設が建設され、商業的な中心が内陸部に移ったことで衰退が続いていることから、駅周辺の整備による通勤通学者や観光客の利便性の確保と合わせて、商業的に魅力ある駅前空間の形成を図ることが課題となっています。

また、東京大学二宮果樹園跡地及び国立小児病院跡地等の町有地の活用についても検討を進め、生活の利便性や町のにぎわいの向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

町民生活を支える道路や下水道などの都市基盤の整備と維持管理を着実に進めるとともに、公共交通の充実や駅周辺のにぎわいの向上など、町民の生活利便性や快適性の向上を目指します。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
4-2-1	道路の整備と管理	道路及び橋梁に関する長寿命化計画に沿って、既存町道の拡幅整備や適切な維持管理を行い、安全かつ円滑な交通を確保します。
4-2-2	地域交通の確保	誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けることができるよう、二宮町地域公共交通計画を効果的・効率的に推進します。
4-2-3	公共下水道の整備と管理	公共下水道の整備推進や接続促進による普及を図るとともに、ストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化や耐震化などを計画的に進めます。
4-2-4	中心市街地等の整備・誘導	二宮駅の周辺における安全で快適な移動環境や乗り換え環境の向上を図るとともに、町の玄関口として町民が誇りに思える、にぎわいのある空間形成を図ります。
4-2-5	町有地の有効活用	生活の利便性や町のにぎわいの向上を図るため、東京大学二宮果樹園跡地及び国立小児病院跡地等の比較的大きな町有地の有効活用について検討します。

4-3 公園・緑地

【現況と課題】

町は、一色地区の里山をはじめとして、小高い里山に抱かれた緑地環境が良好な住宅地となっていました。吾妻山公園やラディアン花の丘公園の整備等、町民や観光客に親しまれる公園づくりを進めてきました。また、百合が丘地区のヤマユリの保護育成や葛川沿線の緑化、町内の公共用地の花壇づくりを町民の協力を得ながら進めるとともに、町民が主体的に、民有地に菜の花をはじめとした身近な花を植えるなど緑化・飾花に努めており、こうした取り組みが、菜の花の町、緑や草花があふれる町としてのイメージの向上につながっています。

しかし、町内の公園は宅地開発などに伴って設置されたものが多く、配置などに偏りがあるなどの問題があり、適正な配置や維持・管理を推進するとともに、誰もが利用しやすい公園づくりを目指すことが求められていることから、平成30（2018）年3月に「二宮町公園統廃合計画」を策定しました。また、里山の保全と活用、民有地に樹木、花を植栽する等の取り組みを、町民との協力・連携により、さらに進めていくことが必要となっています。

【施策の方向性】

市街地に残る貴重な緑を保全するとともに、誰もが利用しやすい公園づくり、持続可能な公園の維持・管理の仕組みづくりを推進します。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
4-3-1	公園・広場の充実と適切な管理運営	二宮町公園統廃合計画に基づき、公園の配置や施設・設備等の維持管理、町民ニーズを踏まえた公園の新設・更新等を計画的に推進します。
4-3-2	緑地の保全と緑化の促進	町民等との連携のもと、吾妻山周辺や一色地区の里山など、町内に残る緑地の保全を図るとともに、緑化や飾花などの取り組みを促進します。

5 環境、防災

5-1 環境保全

【現況と課題】

近年、地球規模での極端な豪雨や干ばつ、猛暑、大型台風などの発生頻度が増大してきていることから、温暖化防止対策をはじめとした地球全体での環境保全意識が高まっています。

町においては、低炭素社会の形成に資する取り組みとして、町民一人ひとりの実践的な行動を促進するため、平成 28（2016）年に「二宮町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町が率先して取り組むとともに、国の取り組みである「COOL CHOICE」運動に町として賛同し、普及啓発に努めているところですが、温暖化を防止するためには、より多くの方々の理解と協力が必要です。

生物多様性の保全については、里山・里地・里川・里海という、多様性に富む豊かな自然を保全し、自然と人間が生活の様々な場面で共生することを目指した取り組みを進めているところですが、農業の担い手不足による耕作放棄地の増加や台風等による砂浜の浸食被害等が課題となっています。

循環型社会の実現については、ごみの減量化や資源化等を推進するとともに、生産・流通・消費の循環を町内で形成していくことを目指した取り組みを行っています。平成 27（2015）年の「二宮町ウッドチップセンター」の稼働開始により、ごみ処理広域化は軌道に乗っているものの、ごみの資源化及び減量化をさらに進める必要があります。

【施策の方向性】

二宮町第2次環境基本計画に基づき、町が有する多様性に富んだ豊かな自然環境を生かしながら、将来に残したい環境の保全や創出に向け、生物多様性の保全、循環型社会の実現、低炭素社会の形成に取り組んでいきます。また、力強く継続的な取り組みとするため、「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つであるパートナーシップにより、社会のあらゆる分野の人々と協力・連携しつつ、効果的な事業推進を図ります。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
5-1-1	自然環境と生物多様性の保全	自然環境を保全するため、町民に対する意識啓発に努めるとともに、里山・里地・里川・里海などの自然環境の保全のための取り組みを推進します。 環境への負荷の少ない、快適で安全な生活環境を形成するため、環境美化の取り組みや騒音・公害などの防止に取り組みます。
5-1-2	循環型社会の実現	ごみの安定処理を確保するため、引き続き、ごみ処理広域化を推進するとともに、3R（Reduceリデュース：発生抑制、Reuseリユース：再使用、Recycleリサイクル：再生利用）等、減量化、資源化に関する普及、啓発を図ります。
5-1-3	低炭素社会の形成	地球温暖化を防止するため、町自らが地域の模範となって温室効果ガス排出削減対策に取り組むとともに、町民一人ひとりの実践的な行動が促進されるよう省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用促進等、温暖化対策に関する普及、啓発を図ります。

5-2 消防・救急、安全・安心

【現況と課題】

町では、町内の消防・救急・救助業務にあたる消防署のほか、一般町民で組織された消防団があり、消防・防災の支援業務にあたっています。

消防業務は、平塚市、大磯町と共同消防指令センターを運用し、119番受信及び指令業務の共同化を進めるなど、広域連携に努めています。今後は、消防のさらなる広域連携の強化を前提としつつ、消防救急活動の高度化に対応できるよう、資機材の更新等を進めていくことが必要となっています。消防団については、昼間に活動できる団員の減少などの問題があるため、消防団OBの活用による機能別消防団の導入について検討しています。

犯罪に関しては、窃盗犯等は減少する傾向にあるものの、特殊詐欺などの知能犯が増加する傾向にあることから、意識啓発に力を入れるとともに、相談体制の強化を図っています。

交通事故防止対策については、安全な道路、通学路の整備や防犯灯・街路灯の整備を進めているほか、「二宮町安全安心まちづくり推進協議会」を中心として、地域住民が主体となった活動を支援することで、安全で安心して生活できる地域づくりを推進しています。

今後は、消防・救急体制、消防団の一層の充実はもちろんのこと、町民の安全・安心な暮らしを守るために、地域コミュニティを中心として火災予防や巡回活動を行うなど、日頃から地域をみんなで見守り、管理することにより「地域の安全力」を高めることが課題となっています。

【施策の方向性】

1市2町（平塚市、大磯町、二宮町）による消防の広域連携を推進し、効率的な消防行政の展開や、地域コミュニティによる「地域の安全力」の強化、交通事故防止対策の推進に取り組み、安全で安心なまちづくりを進めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
5-2-1	消防・救急活動の充実強化	消防署、消防団との協力のもと、火災予防の意識啓発や実践的な消防訓練の実施など、火災予防の充実を図るとともに、消防・救急活動体制の強化を図ります。
5-2-2	地域の安全力の向上	防犯や交通安全に関する意識の啓発と防犯・交通安全施設等の充実を図るとともに、町内の自治会・町内会で行われている防犯・交通安全に関する取り組みの事例紹介や相談体制の充実により、地域の安全力の向上を図ります。
5-2-3	消費者対策の充実	特殊詐欺に対する啓発活動の強化や、商品やサービス等消費生活全般に関する情報提供や契約等の正しい知識の普及、消費者団体の支援育成により、消費者被害の未然防止を図ります。

5-3 防災

【現況と課題】

東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震などといった地震災害や、近年頻発する豪雨災害などにより、自然災害に強いまちづくり、危機管理体制、地域での住民同士の支え合いなどの重要さがあらためて認識されました。

幸いにも町はこれまで大きな災害に見舞われたことはありませんが、県の地震被害想定や土砂災害警戒区域の指定が見直されたことなどから、平成29（2017）年3月に二宮町地域防災計画を改定し、防災や減災、災害時の対応、復旧・復興などが迅速に行える体制を構築しています。

また、災害時においては、自助及び共助が重要な役割を果たすことから、防災指導員を中心として自主防災組織による防災活動に取り組んでいます。

今後は、いつどのような地震等の大規模な自然災害が発生しても、町民一人ひとりの生命と暮らしを守ることができるよう、インフラや公共施設、住宅などの安全性を高めるとともに、危機管理体制を強化する必要があります。また、発災時に被害を最小限に止めるためには、自助、共助、公助の役割分担が重要であることから、町民一人ひとりの防災意識を高め、家庭や地域での防災の取り組みを強化し、地域での支え合いの仕組みを構築することが喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

二宮町地域防災計画に基づき、危機管理体制の強化と町民一人ひとりの防災意識の向上に取り組み、自助の強化と共助のための仕組みづくりを進めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
5-3-1	自助活動の促進	木造建築物の耐震改修の促進とともに、災害に関する情報提供の充実など、自らの命を守るための町民の防災対策を支援します。
5-3-2	共助活動の促進	地域における防災活動や、災害時の自主防災組織による避難支援や救出救護活動等の技術向上を支援します。 また、各防災活動団体間の連携を支援するとともに、企業等との災害時協定を促進します。 さらに地域との協働による災害時の地域における安否確認や要配慮者への対応の仕組みづくりとその充実を図ります。
5-3-3	公助活動と危機管理体制の強化	公共施設の耐震化、防災関連施設の整備の充実やライフラインの防災性の向上等により、災害に強い町の基盤づくりを推進するとともに、災害時の自治体としての業務継続体制の強化を図ります。

6 産業・経済

6-1 農林漁業

【現況と課題】

町は、畑作を中心とした農業、近海漁業などの産業があり、東京近郊でありながら農漁村の風景が残っています。

農業に関しては、就業者の高齢化や担い手不足などから、遊休農地の増加やそれに伴う有害鳥獣の増加が問題となっています。そのため、遊休農地を活用したオリーブ等の栽培に力を入れているほか、特産品である柑橘類や落花生などを使用した新しい特産品の普及や観光とも連携した魅力ある地場産品づくりを進めています。

農業は、食料供給だけでなく地域環境の保全や防災、健康づくりなど多様な機能を持っていることから、新たな担い手の確保や地産地消の推進、特産品の普及、市民農園による遊休農地の有効利用などを進め、農業の振興と農地の保全を図ることが求められています。

また、里山の雑木林は、農業生産や日常生活の必要性が失われ、保全が難しくなっていますが、環境保全などの面において重要な役割を担っていることから、町民や町民団体による里山の保全や活用を検討することが求められています。

漁業については、観光漁業も含めて従来からの都市近郊という立地を生かした漁業振興に取り組むとともに、西湘海岸保全対策に係る国直轄事業の進捗状況を踏まえ、漁港周辺の環境を整えていく必要があります。

【施策の方向性】

農業、漁業とともに、観光や二宮ブランドづくりと連携して、引き続き都市近郊である立地を生かした取り組みを進めます。

農業では喫緊の課題である新たな担い手の確保に努めるとともに、特産物の普及による遊休農地の解消や、町民が「農」を楽しめる環境づくりに努めます。

漁業については、観光漁業を振興し、海岸保全も踏まえた漁業環境の整備に努めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
6-1-1	農林業振興の推進	農地の有効利用と中核農家の育成、各種生産団体の育成及び協議会等への支援を推進するとともに、地元農林産物の地産地消を促進し、農業の振興を図ります。農地の遊休・荒廃地化の防止や里山保全を図るため、遊休農地を活用した特産物の栽培や市民農園による農地の保全、里山づくり推進協議会を中心とした里山保全を促進します。
6-1-2	水産振興の推進	都市近郊という立地に恵まれた海産資源を活用し、観光漁業等の取り組みを促進し、水産振興を図ります。また、漁港周辺の整備や施設の維持管理により、水産業を営む環境を保持するとともに、海岸環境の整備と保全を図ります。
6-1-3	特産品の普及と二宮ブランドとの連携	湘南ゴールド、みかん、落花生、オリーブ等の特産品づくりと商品化を奨励し、町民や民間事業者等と連携して販路開拓を支援します。

6－2 商工業

【現況と課題】

町は大きな工場などはありませんが、JR東海道本線の二宮駅周辺の商店街や県道71号（秦野二宮線）沿道に商業施設が立地しています。近年では県道71号沿道に大型店舗などの立地が進んでいるほか、インターネット通販の利用も増加するなど、商業をめぐる環境は厳しさを増しており、二宮駅周辺の商店街も活気がなくなっています。しかし一方で、町民による飲食や小売、サービスなどの新たな出店が見られるなど、消費者のニーズに応えた商業・サービス業の芽も育ちつつあります。

町では、商工会と連携して創業支援を行うとともに、二宮駅周辺の商店街の活性化や支援策を推進してきましたが、商店会などとも連携し、多様な消費者のニーズに応えられる商業振興をさらに進め、安全・安心に楽しく買い物ができる商業空間づくりを行うことが課題となっています。

また、今後は高齢化がさらに進むことから、買い物が困難な町民の暮らしを支援することが求められています。さらに、ICT環境の飛躍的な向上により、場所や時間に制約されることなく、柔軟に働くことができる環境が全国的に整備されつつあることを踏まえ、将来的に、枠組みに囚われることのない多様なサービスの可能性も視野にいれ、商業振興を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

民間団体と連携して、町民の身近な購買機会を確保するとともに、創業支援などの実施による町のにぎわいの創出など、消費者のニーズに応えられる商業振興を進めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
6-2-1	商工業の振興	町内中小企業の発展に向けて、町商工会や金融機関等と連携し、各事業所の機能が十分發揮され、消費者のニーズに応えられる商工業の振興を図るとともに、事業者や町民等による創業に対して支援の強化を図っていきます。 また、「二宮ブランド事業」では、オリーブの商品化や販売を促進することで、地域ブランド力の更なる向上を図ります。そのために、町は農商工連携のより一層の強化を含む取り組みを支援します。
6-2-2	中小企業への支援	町内中小企業の振興と経営の安定のため、融資制度の活用により、中小企業支援を図ります。
6-2-3	勤労者福祉の充実	勤労者の福利厚生の充実に努めます。

6－3 観光

【現況と課題】

近年では吾妻山公園の「早咲きの菜の花」がマスコミに取り上げられ有名になり、多くの観光客が訪れるようになっていますが、町の観光は吾妻山公園の菜の花シーズンに特化していること、町内を回遊させるためのしきけがないこと、リピーターが減少している傾向があることなど、観光が必ずしも町の経済の活性化に結び付いていないという問題もあります。

町では、ラディアン花の丘公園等を活用して町の魅力づくりに取り組んでいますが、四季を通じた魅力の形成や、観光協会や商工会、民間事業者等と連携した観光客の誘客等、更なる観光振興が求められています。

今後は、町有地等を活用した魅力ある交流拠点を整備するほか、観光をきっかけとして二宮を知り、二宮を訪れてもらうことで、継続的に町と関わりを持ってもらえるような「関係人口」を増加させる取り組みが必要となっています。

【施策の方向性】

今後は、観光をきっかけに二宮に来ると「面白い」「楽しい」と感じてもらい、「いずれは二宮町に住んでみたい」と思ってもらえるような、町の魅力の充実と観光の積極的な情報発信を進めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
6-3-1	観光情報の発信の充実	吾妻山公園の早咲きの菜の花や、町内にあるその他施設や歴史・文化、自然、風景といった観光資源の情報の充実やPR活動を推進します。 また、新たな観光資源の発掘や既存の観光地の魅力向上に向けた調査・研究についても併せて行っていきます。

7 自治体経営

7-1 自治

【現況と課題】

地域主権改革の進展、人口減少、少子高齢化、町民ニーズの多様化等により、行政の果たす役割が一層重要になっています。

町では、広報の充実、町民の意見を町政に反映させるための機会の充実等により、広報広聴機能を強化させるとともに、町民の信託に応えるため、二宮町人材育成基本方針に基づく職員研修等を通じた町職員の資質の向上により、職員の力が発揮できる行政運営に努めています。

今後は、町民一人ひとりの意見をより行政運営に反映させるため、広報広聴機能をさらに充実させるとともに、社会状況や町民ニーズの変化に的確に応えるため、行政の適切なリーダーシップとコーディネート機能が発揮できるよう、長期的・戦略的な視点に立った行政運営の強化・充実を図ることが求められています。また、「自治体経営の力」を強化するために、町民一人ひとりの「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」と行政との役割分担を明確にしつつ、町民、地域、民間事業者と協力・連携しながら、柔軟で経営感覚が高い町を築き上げていく必要があります。

【施策の方向性】

町の施策や取り組み等について広報・広聴の充実を図るとともに、官民協働によるまちづくりを行う環境の充実、職員の能力の向上を図ることにより効率的で柔軟性の高い町の実現を目指します。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
7-1-1	広報・広聴の充実	多様な手法により町の取り組み等の広報活動・PRの充実を図ります。 また、町民からの相談窓口の一元化を図るとともに、広聴活動の充実を図ります。
7-1-2	官民協働によるまちづくり活動の推進	二宮町市民参加活動推進条例に基づき、町民、ボランティア活動団体やNPO、事業者等と町が協働でまちづくりを進めていくため、町政への参加の機会を確保するとともに、活動の場や情報等の提供を行います。
7-1-3	職員の能力の向上	二宮町人材育成基本方針に基づく人材育成や、職員の自治体経営能力、業務遂行能力の向上を図ります。
7-1-4	人権・平和の推進	町民一人ひとりがお互いの人権や価値観を尊重し合えるよう、啓発活動を推進します。また、男女共同参画意識の啓発や学習機会の充実を図ります。

7-2 地域コミュニティ支援

【現況と課題】

町内には、古くからの地域コミュニティと新しい住宅団地で形成された地域コミュニティが存在します。自治会・町内会組織による地域コミュニティ活動や共通の関心等に基づいたサークル・グループによる活動など、町民の暮らしをみんなで支える活動も生まれています。

一方、生活圏の広域化、少子高齢化や世帯の小規模化、価値観の多様化といった社会状況の変化の中で、町民相互の関係が希薄になる傾向にあることから、あらためて地域のつながりを形成する必要性があります。

町では、自治会・町内会、二宮町社会福祉協議会等の団体と協力・連携して、町民の様々な活動を支援するとともに、町民相互の協力と支え合いによるまちづくりを支援しています。

今後は、地域の団体や、町民活動団体等と協力・連携して、地域コミュニティのつながりを強めていくことが課題となっています。そのために、町の情報共有や相談・支援体制の充実・強化が求められています。

【施策の方向性】

地域による共助の力を強めるために、町民と協力・連携して「地域の力」を育てます。また、福祉、防災、町の活性化等様々な分野を担う町民活動団体等による活動を支援します。そのため、町民にとってわかりやすい行政を目指して、町の情報共有や相談・支援体制の充実・強化に努めます。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
7-2-1	コミュニティ活動支援	自治会・町内会等の地域単位で活動する団体や、NPOやボランティア活動団体など、テーマをもって活動する団体、町内外を含めた幅広い交流等、地域における多様な活動団体による主体的なコミュニティ活動を支援するため、情報共有や相談体制の充実・強化を図ります。 また、地域活動については、活動の継続と活性化を図るため、人口分布等を考慮しながら、地区のあり方について検討します。

7－3 行財政運営

【現況と課題】

人口減少に伴って税収入が落ち込む一方、少子高齢化の進行により医療費や介護費などの扶助費等は増加し、町財政が厳しさを増す中で、町民サービスの質を維持して、効率的な行政運営を行うことが求められています。また、国による地域主権改革の流れの中で、町が担う行政事務も増加しています。

今後は、社会状況や町民ニーズの変化に対応して、効率的で質の高い行財政運営を進めるため、行政改革を一層進めることができます。また、将来的な公共施設の維持管理や更新に係る費用負担の軽減と平準化を図るために、平成30（2018）年3月に策定した「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づいて、公共施設の長寿命化や再配置、町有地の有効活用を計画的に進めるとともに、公共施設の個別の維持管理計画を策定することが課題となっています。

【施策の方向性】

事務事業の点検・評価とそれに伴う事務事業の見直しの徹底、広域行政の推進などを通じて、効果的・効率的な行政運営を図ります。また、転入者増加に向けた取り組みや、未利用地の有効活用等の税収確保のための取り組みを強化する一方、公共施設の再編・長寿命化を計画的に進めることで、支出の平準化と抑制を図り、安定的で社会状況の変化に柔軟に対応できる財政運営を行います。

【施策の概要】

施策No.	施 策	概 要
7-3-1	計画的な行政財改革の促進	総合計画の効果的で柔軟な推進と実効性の確保を図るため、二宮町行政改革推進計画とも連動しながら、行政評価制度に基づく事業の進行管理と外部評価を取り入れた計画の重点的な評価を実施するとともに、事業費等の見直しや効率化を進めます。
7-3-2	安定的な財政基盤の確立	総合計画を実現するため、事務事業の見直しやスクラップアンドビルトの徹底など、財政運営の効率化を進めます。 また、町財政の基盤である税金の納税意識の啓発に努めるとともに、収納率の向上を図ります。
7-3-3	安全で効率的な情報システム運用	庁内の各種手続やシステム等の電子化・ネットワーク化を推進するとともに、セキュリティを強化し、安全で効率的なシステム運用を図ります。
7-3-4	公共施設の適正な維持管理・再編	「二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画」に基づいて公共施設の長寿命化や再配置、町有地の有効活用を計画的に進めるため、施設ごとの個別計画を順次策定していきます。また、町民の安全・安心を確保し、質の高いサービスを提供するため、機能性や経済性に優れた新庁舎の整備を進めます。
7-3-5	広域連携の推進	スケールメリットが期待できる業務や広域的な連携が必要な業務等は、県や周辺市町と協力・連携し、町民の利便性の向上や行政運営の効率化を図ります。 また、広域的な連携が必要な課題の研究に取り組みます。

VII章 実現化の方策

総合計画に基づく計画の見直しの方向性

- 基本計画は、計画期間が3年又は4年という比較的短い計画期間とすることによって、国の政策動向、社会経済状況、町民のニーズを踏まえて、柔軟な行政運営が可能としています。
- 3年又は4年の基本計画を受けて、各年度の実施計画を策定し、実施計画に基づいて予算案を編成します。
- 予算案には、その根拠となる基本計画の記述を記載することにより、予算案に掲げる事業の根拠、目的、ねらい、期待される効果を明示します。
- 総合計画のP D C Aサイクル
 - [P：計画（Plan）、D：実行（Do）、C：評価（Check）、A：改善（Action）]
 - 実施計画の実施状況については、P D C Aサイクルによるローリング方式によって見直すことにより 事業評価を行い、次年度の実施計画の修正を行います。
 - 後期基本計画の最終年度については、町民と専門家が参加した「まちづくり評価委員会」により、基本構想のまちづくりの方向性に基づいて政策評価を行い、次期総合計画に反映します。

資料（用語解説）

あ行

I C T

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。

I T

Information Technology の略で、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称です。

空き家バンク

空き家の有効活用を促進するために、売却や賃貸したい空き家物件情報をホームページ等に掲載して、利用希望者へ情報提供するものです。

一時預かり事業

保育園を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害などにより、一時的に家庭での保育が困難となったお子さんを一時的に預かる事業です。

インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに適切に対応し、ともに学び、育つことができる学校教育のことです。

S D G s（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成 27（2015）年 9 月に国連で開かれたサミットの中で採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。貧困や飢餓など 17 のゴール（目標）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

か行

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

行政評価システム

行政サービスや内部管理事務などの業務を分析・評価する仕組みのことです。住民の行政に対する理解を促進することや効果的・効率的な行政運営を実現することを目的に実施します。

共同消防指令センター

平塚市・大磯町・二宮町からの 119 番通報を一括受信し、通報内容（災害の種類や規模）に適した部隊を編成して各消防署所に出動指令を行う機能で、平塚市に設置されています。

COOL CHOICE

地球温暖化防止のための国民運動で、低炭素型商品・サービスの利用の拡大を推進する取り組みのことです。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

小商い

自らのできる範囲で売りたい商品やサービス等を提供し、直接顔の見えるような地域の小さな経済圏の中で商いを行うことです。

交流人口

その地域に、観光、通勤・通学、買い物などを目的に訪れる（交流する）人のことです。その地域に住んでいる人を示す「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する概念です。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向等についての研究を行っている機関です。

国立小児病院跡地

昭和 21（1946）年から平成 14（2002）年まで国立小児病院二宮分院として活用されていました。平成 16（2004）年 3 月に町がその土地を購入しました。

子育てサロン

就学前のお子さんと保護者が育児相談や子育て講座に参加することができ、また同じような子育ての仲間と交流できる憩いの場のことです。

子育てスペース

生後 2 か月から 1 歳までのお子さんと保護者たちが自由に交流することができる場です。

子育て世代包括支援センター「にのはぐ」

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供する「ワンストップ拠点」のことです。

コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

さ行

自助、共助、公助

自助・共助・公助とは、課題解決に向けた基本的な考え方で、「自助」は、自らの困難に対して、住民ひとりひとりが考え、行動し、問題の解決を図り、豊かな生活を送るために努力すること、「共助」は、近隣の住民どうしが、ともに支え・助け合い、安心で豊かな地域づくりに向け連携・協力すること、「公助」は、住民や地域で解決できない課題に対し、法律や制度に基づき行政や公的機関等のサービスを活用し解決を図ることを示しています。

住宅ストック

既存の建物で売りに出されている中古物件全般のことです。

ジュニアリーダー

野外キャンプ、研修会、ボランティア活動などを楽しみながら、知識、教養、技術、リーダーシップを身に着け、団体活動を通じ親睦を深め、地域のリーダーを目指す中学生から概ね 20 歳までの青少年のことです。

小中一貫教育

小学校と中学校の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のことで、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な教育の取組内容の質を高めることを目的としています。

スクラップアンドビルド

組織全体の肥大化を抑制するために、既存組織や事業を見直した上で廃止（＝スクラップ）し、新たに組織や事業を設置（＝ビルド）することです。

スケールメリット

規模の拡大によって得られる様々な効果の総称です。

ストックマネジメント計画

町の下水道を持続的かつ安定的に維持していくために、下水道経営の効率化と経営基盤の強化を図ることを目標として、事業方針や目標を定めた計画です。

た行

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

障がい者及び障がい児の日常生活及び社会生活における総合的な支援を目的とした計画です。

地域の通いの場

高齢者を中心に、誰もが継続的な介護予防などの健康づくりの活動や交流できる地域の居場所です。

地域包括ケアシステム

介護保険法に基づく制度で、町が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための制度です。

東京大学二宮果樹園跡地

1926年（大正15年）から2008年（平成20年）まで東京大学二宮果樹園として活用されていました。2008年3月に閉園された後は、町がその土地を購入しました。

な行

二宮ブランド事業

町の地域資源を最大限に生かし、二宮らしさと付加価値をつけて生み出した二宮ブランド商品を普及・啓発する事業のことです。

二宮町空き家等対策計画

町の空き家対策について基本的な考え方を示した計画です。

二宮町行政改革推進計画

多様化する課題に対応しつつ、行政の内部を再点検し、効率的、効果的な行政運営を行うことができる体制を整備していくため、基本方針に基づく具体的な取り組みを定めた計画です。

二宮町橋りょう長寿命化修繕計画

町が管理する橋りょうについて、予防保全の観点から、コスト削減及び維持効率の向上を図り、道路や橋の適切な管理に努めるために定めた計画です。

二宮町健康増進計画・食育推進計画

誰もが健全な生活が送ることができるよう、地域の特性を生かした町民協働による健康づくりを健康・食育の両分野で一体的に推進するための施策を定めた計画です。

二宮町公園統廃合計画

町が管理する公園について維持管理費の圧縮に向けた管理形態の見直しのほか、配置の整理や機能の集約について定めた計画です。

二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画

町の公共施設のあるべき方向性と大規模な町有地の有効活用について検討することを目的に、平成30（2018）年からの10年間で実施する取り組みについて位置付けた計画です。

二宮町公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うこととした計画です。

二宮町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画

高齢者が住み慣れた地域で、健康にいきいきと、安心して自立した豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標と実現のための施策を定めた計画です。

二宮町国民健康保険データヘルス計画

健康寿命の延伸を目指し、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づき、効果的・効率的に保険事業を実施するための計画です。

二宮町子ども・子育て支援事業計画

町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することや、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に定めた計画です。

二宮町障がい者福祉計画

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会」づくりを推進することを目的に、福祉を含む幅広い分野の障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めた計画です。

二宮町人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、町の人口を分析し、人口の将来展望を提示した計画です。

二宮町人材育成基本方針

町が求める「職員像」を示し、すべての職員が求められるそれぞれの職務階層に応じた職責の認識と職務能力を理解し、職場の中で実践していくことにより、個々の職員力を高める人材育成の具体的方針を指針として定めたものです。

二宮町地域公共交通計画

将来的な町全体の交通のあり方を示すとともに、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保や維持をするための計画です。

二宮町地域福祉計画

町民、福祉関係団体、事業者等と行政による地域福祉の計画的な推進を図るため、地域福祉の理念と仕組みを定めた計画です。

二宮町地域防災計画

町の防災に関し、町や関係機関が取り組むべき事務や業務について、総合的な運営を定めた計画です。

二宮町地球温暖化対策実行計画

町が行う全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガスの削減目標を設定し、温室効果ガス排出削減対策に向けた取り組みを定めた計画です。

二宮町第2次環境基本計画

自然豊かで素朴な町の良さを生かしながら、将来に残したい環境の保全や創出に向けて、町民・事業者・町が一体となって取り組むことを目指すために定めた計画です。

二宮町町民参加活動推進条例

町民参加と町民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めた条例です。

二宮町都市計画マスターplan

町の長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた土地利用のあり方、道路や公園・緑地の整備のあり方等、都市づくりの方針を明らかにする計画です。

にのみやLife

暮らしやすい町の良さを広くPRし、ファミリー層を中心とした人々の定住を促すために実施するプロモーション活動のキャッチフレーズです。

農商工連携

資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むことです。

は行

P D C Aサイクル

PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスに取り込み、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。

病後児保育

保護者の方の都合により家庭で保育できない病気の回復期にあるお子さん（病後児）を、一時的に専用の保育施設で預かる事業のことです。

ファミリー・サポート・センター

小さなお子さんを持つ人が安心して子育てできるよう、子育てを手助けしてほしい人と、お手伝いできる人が会員となって、地域の中で子育てを助け合う組織です。

ま行

まちづくり

都市基盤等の整備、土地利用の規制誘導、福祉、健康、教育等の分野を含めて、町民参加により地域社会づくりを進めていくことです。

未病

神奈川県の概念では、「未病とは、健康と病気を二分論の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表すこと」です。

未病センターにのみや（健康づくりステーション）

血圧測定などにより自らの健康状態を確認し、その結果に基づいて健康づくりに関するアドバイスや情報の提供を受けることが出来る公共施設です。

や行

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、利用可能となるように施されたデザインです。

ら行

レンタルオフィス

家具等の必要なオフィスの設備があらかじめ用意されており、入居してすぐに仕事が始められる賃借して利用するオフィスのことです。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活と調和の実現のことです。ワーク・ライフ・バランスの実現により、一人ひとりが仕事や家庭、地域生活等においてやりがい充実感を感じられ、多様な生き方を選択・実現できるようになると考えられています。

ワンストップ

1ヶ所で用事が足りること、1ヶ所で何でも揃うことです。